

Title	「白石建議 五」付注
Sub Title	ARAI Hakuseki's Hakuseki Kengi 5
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2014
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.107, No.1 (2014. 4) ,p.95- 130
JaLC DOI	10.14991/001.20140401-0095
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20140401-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



「白石建議 五」付注

寺 出 道 雄

はじめに

「白石建議 五」、すなわち「改貨議」の後半部分への付注である。

白石建議 五（下巻）

金銀の法を改らるべき御事、其法を論じ候は末⁽¹⁾にて候。まず、其道を論ずべき事は本にて候。其本立候はずしては、其末おこなはれ候事はあるべ

からず候。某愚存の及び候所、基本たるべき事五つ有⁽³⁾レ之候歟。一には、金銀共に慶長の法のごとくにあるべく候。二には、上の御費を惜まるべからず候。⁽⁴⁾三には、下の利を奪はるべからず候。四には、此事にあづかり候役人を撰ばるべく候。⁽⁵⁾五には、誠信を失はるべからず候。⁽⁶⁾其一に、金銀共に慶長の法のごとくに有るべく候事は、すでに前御代仰出され候御旨候上は、今更論ずるにおよばず候。其二に、上の御費を惜まるべからず候事は、今の新金、古法よりは其形も重さも半にて、⁽⁷⁾今の新銀、古法よりは灰吹銀少なく銅多く候へば、い

- (1) 法、すなわち具体的な方策を論じるのは、本末の末のことである。
- (2) まず、方策の基礎になる考え方の道筋について論じるのが、本末の本である。
- (3) 之れ有り。
- (4) 金・銀貨の品位・重量を、慶長の金銀のそれに戻すこと。
- (5) 改鑄に当たって、幕府の費用を惜しまないこと。
- (6) 改鑄に当たって、人民の利益を奪わないこと。
- (7) 改鑄に携わる役人の人選を適切にするよう心すること。
- (8) 改鑄に当たって、幕府が誠実に行動すること。
- (9) 6代将軍・家宣。
- (10) 宝永金（乾字金）が、その品位は慶長金にほぼ等しいが、重量が約2分の1になったこと。
- (11) 四宝字銀を始め、元禄期以降の銀貨の品位が低下したこと。

ずれも古法のごとくに改造られ候しは、増シ加へ
らるべき料の焼金⁽¹²⁾、灰吹銀等おびたゞしき御費た
る事、勿論に候しかども、国は義を以て利とする⁽¹³⁾
と申す事候へば、前御代の御徳意を奉られ、当時⁽¹⁴⁾
公私の大害を除かれ、天下のために其宝を宝とせ
られ候べき大義を行なはれ候はんには、必ず天下
の大利は上に帰し奉るべき御事に候。然らば、此
等の御費等論ずるにたるべからず候。(改造らる
べき料の金銀をかぞへ候は、すなはち小数をはか
るにては、終には天下の大利上に帰し候はんは、
天地の間に大算数と申すもの、候いはれにて候。⁽¹⁷⁾
たとひ其小数を以てさしあたる所の一二を論じ候
とも、上に帰し候利あるまじきにもなく候歟。
たとへば只今上の御要用の事につきて召上られ候
物の価の事、金を以て被⁽¹⁸⁾下候はゞ一両、銀を以
て被⁽¹⁹⁾下候はゞ七十五匁被⁽²⁰⁾下候由を申す由にて⁽²¹⁾
候。天下の御定法、金一両は銀六十匁に替候べき
御事に候上は、金一両を七十五匁の惣場に被⁽²²⁾成

被⁽²²⁾下べく候とは申得ず候へども、金と銀とにつ
きて、其価を二つに申上候は、銀の惣場やすく候⁽²³⁾
へば、もし銀にて被⁽²⁴⁾下候時は、たち所にその利
を失ひ候故にやむ事を得ざる所にて候。これより
後、銀法を改められ、金銀の惣場、むかしのごとく
に相定り候はんには、金一両の物の価、すなはち
銀六十匁を被⁽²⁶⁾下候とも、其利をうしなふ事も有
べからず候。然らば、金一両につきて銀十五匁の
御費をば省かるべき御事に候。此積りを以てをし
はかり候に、十両の物には二両二分の御費を減じ、
百両の物には二十五両の御費を減じ、千両にして
は二百五十両、万両にしては二千五百両、十万両
にしては二万五千両、百万両にして二十五万両、
御費を減じ候べき歟。ましてや諸物の価も漸々に
減じ候におゐては、彼是合わせて、上の御費の減
じ候事、かぞふるに暇あるべからざる候。又、近
年以來米ノ価高くなり来り候につきて、年々の⁽²⁹⁾
御切米の時、被⁽³⁰⁾下候御金の数も増し来り候由、⁽³¹⁾⁽³²⁾

(12) よく吹き分けた純金。

(13) 国は、そのなすことが倫理・道徳にかなっていることをもって、利益とする。

(14) 善政を施そうとする意図。

(15) 天下の利益は、幕府の利益に帰す。

(16) 材料。

(17) 「小数」と「大算数」については、「白石建議 四」を参照。

(18) 下され。

(19) 前注に同じ。

(20) 前注に同じ。

(21) 金払いで1両の物に銀払いするときは、75匁支払っている。

(22) 成され下さる。

(23) 金による価格と銀による価格を並んで提示することは。

(24) 下され。

(25) 「金高銀安」のもので、銀の公定価格で物品を幕府に納入すれば、その商人に金換算で損失が出る。

(26) 下され。

承り及び候。金銀の惣場相定まり、諸物の価も減じ候はんには、米ノ価もをのずから減すべき事に候。ましてや人民の心も相祝ひ、饑歳の憂もなく候て、五穀もゆたかになるべく候へば、米の値も年々に減じ候べき歟。然らば又、御切米の御金の数も又、年々に減すべき事に候⁽³³⁾。これら其利を利とせられ候御事にはなく候とも、をのずから天下の大利は、上に帰すべき御事共に候。まづ、これらの所を能々聞わかたるべく候歟。⁽³⁴⁾其三に、下の利を奪はるまじき事は、第一卷の第六条の下に注し候、慶長十一年九月、永楽銭を停められ候御事のごとくに、上よりして其利を奪はれ候御心なく候はんには、たとひ多くの財を失ひ候とも、下の心も又、怨み憤り候事はあるべからず候。いかなる善政に候とも、上の御ため其利ある事を謀り候心候はんには、必らず其政行はれ難かるべき事に候。もし、金銀の法を改られ候につきて、元禄以来の法のごとくに、上の御ために其利を（御出

目など申すの類。）相謀候はゞ、必らず思はざる外の難事出来り候べき歟。⁽³⁷⁾上よりして其利を奪はれず候はんには、下も又、其利を争ひ候事もなく候て、其法行はれ候所、必らず壅滞^{ふさがり}する所もあるべからず候。其四に、此の事はあづかり候役人を撰ばるべき事は、金銀の法を改められ候はんには、金座銀座の輩を始て、多くの町人共をして、其事にしたがわせず候てかなひ難く候。此等の類は、もとより小人の利を謀り候者共に候へば、もし其上にたち候人々の中、清廉の操なきもの一人も候はんには、必らず其下に至り候ては、姦計を以て貧利を競争ひ候て、其禍天下の人民に及び候て、上の御徳意行なはれざる所でき候べき歟。然らば、たとひ其才略はなく候とも、其操清廉にして、よく其法を謹守るべき人々を撰ばれ候にはしくべからず候。其五に、誠信を失はるべからず候事は、元禄以来の事共を見候に、金銀銅共を雑造り候分財^{まが}等⁽³⁹⁾を始て、⁽⁴⁰⁾毎事に就て其事明らかならず候ひし

(27) 幕府の支出は変動する金銀相場に応じざるを得ないが、現物の金銀や金・銀貨での収入の方は、固定的な要素が強いから成り立つ議論である。

計算は、1両当たり15匁、1両60匁として4分の1両の支出減となるから、10両について2.5両、すなわち2両2分の支出減等々となる。

(28) 元禄期以来のインフレーションも終息していく。

(29) ここでも、インフレーションの終息によって幕府が受益するという議論は、その支出の可変性と収入の固定性を前提としている。

(30) 下され。

(31) 知行所をもたない武士が与えられた米あるいは金銭。ここでは金銭が問題となっている。

(32) 物価が上昇すれば、切米を上昇させずにはおれない。

(33) ここでは、幕府の米の売手としての性格ではなく、切米という形を経由しての、米の買手としての性格に焦点が当てられている。

(34) 「上巻」のこと。

(35) 1606年。

(36) 永楽通宝の使用を禁止したこと。

(37) 物価の上昇とそれに起因する問題。

(41) かば、下も又、毎事に就て其事を疑ひ候て、其心の信じ服し候事無く候故に、其事終に行なはれ難く候き。もとより其大望、天下の利を奪ふべきために候へば、上をも欺き奉り、下をも⁽⁴²⁾囙ひ候にあらざれば、其術行はれ難き事に候へば、かゝる事⁽⁴³⁾も有⁽⁴³⁾レ之候へども、小人は利に⁽⁴⁴⁾喩ると申す事候へば、これら財利の事につきて士大夫の人々、工商の類と其智術をあらそふべき事かなふべからざる事⁽⁴⁶⁾にて候。ましてや天下の事、其誠なく、其信なく候て行なはるべき事、万々に其理なき事に候しかば、此法を行なはれるべき御事は、其詐を行ふ事もなく、其約にたがふ事もなく、其賞其罰わづかもその私をいれずして、天下の人民上を信じ服し奉る事、天地神明のごとくにあらずしては、た

(47) やすく行はれ難く候べき歟。此故まず此五つを以て、此の法を行はるべき大本とは申す御事にて候。

第一 銀⁽⁴⁸⁾凡⁽⁴⁸⁾六十六万貫目に引替候べきほどの銀鈔を造られ、銀鈔六十匁を以て、金には一兩、銭には四貫文に替候て通行すべき由の法をたてられ、江戸、大坂両所におゐて元禄以来の新銀共と引換らるべき事。

此事の法意は。

今の新銀に限らず、元禄以来造出され候新銀⁽⁴⁹⁾ども、いづれにても上銀に（すなわち慶長の銀法。）改造られ候には、灰吹の銀多く増加られずしてかなふべからず候。然るに、近年以来、諸国山々より出来候灰吹の數漸々にすくなく候て、其事なり難く候由の事は、第一巻の第一条に見え候ごとく

(38) 善政の意図。

(39) 町人は、不正をおこなってでも個別的利益を追求する存在であるが、武士は、そうした町人の行動に巻き込まれずに、一般的利益を追求すべきである、という身分観。そうした身分観のもとで、統治のことは武士、経済のことは工商と、町人の営利活動が是認されていく。

(40) 配合。

(41) 荻原重秀が独断専行して改鋳をおこなったので、下々も幕府の貨幣政策を信用しなくなった。

(42) 荻原重秀の不正が、単なる不正ではなく、金・銀貨の頻繁な悪鋳により、天下全体を巻き込んだ事件であったこと。

(43) 之れ有り。

(44) 『論語』里仁篇にある言葉。

(45) ここでは武士の意味。

(46) 経済のことにに関して、武士は工商の人々と対等に競うことは出来ない。

(47) 1. 金銀とも慶長の制度に復すること。2. 改鋳のための費用を惜しまないこと。3. 改鋳に当たって人民の利益を奪わないこと。4. 改鋳に当たって、清廉な者を担当の役人とする事。5. 改鋳に当たって、幕府が誠信を失わないこと。以上5点。

(48) 将来において銀貨と兌換される紙幣。後出の「金鈔」は、将来において金貨と兌換される紙幣。

(49) 計5種類。

に候。しからは、新銀共の中に雜り候灰吹を採用⁽⁵⁰⁾
ひ候て、上銀造られ候料に仕候にも、諸国山々よ⁽⁵¹⁾
り出来候鉛も、近年以来、漸々にすくなく候て、
是又、其事なり難く候由の事、第一卷の第二条に⁽⁵²⁾
見え候ごとくにて候。たとひ大坂吹屋の者共、銅
より銀を採り候法を用ひ候とも、まづ新銀どもこ
とぐく、皆とり取め候て、其灰吹をば採べき事
に候。しかれども上銀造出され候迄は、天下にお
ゐて銀通行の事、一切に停めらるべき御事もかな
ひ難く候事は勿論に候。しかれば、まづ銀鈔を造
出され候て、天下の新銀ども皆々とり取められ候⁽⁵³⁾
て、灰吹少も多く入り候銀共をば残しをき、銅多
き新銀共に雜り候灰吹共をば採出し候て、灰吹多
き銀共に吹入々々し候はゞ⁽⁵⁴⁾、二十年の間には、世
に通行し候ほどの上銀は造出さるべき事に候。こ
れ一つ。

たとひ、これより後、諸国山々より生じ候灰吹
銀の数、多く出来り候て、上銀たやすく造出され
候とも、元禄以来の法のごとくに上銀を出し候て
は、新銀共に引きかへくし候はんには、新銀共
皆々引きかへ尽し候はぬほどは、上銀と世に通行

し候所の新銀共と一々に惣場ちがひ出来、それの
みならず上金と今の新金とのつりあひ大きにちが
ひ候て、天下の大難ふたゝび出来り、諸物の価増⁽⁵⁵⁾
し候事は候とも、減じ候事は有るべからず候。然
れば、まづ銀鈔を造出され、銀鈔六十匁に金は一⁽⁵⁶⁾
匁、^(両カ)銭は四貫文に直られ候て、通行し候やうに
其法をたてられ、新銀ども通行し候事を厳制せら
れ候はゞ、只今迄のごとくに金銀の惣場くるひ候
事ひしと相やみ、諸物の価もをのずから減ずべき
事に候。⁽⁵⁷⁾これ二つ。

もし幸に、天下公私の福いまだ尽ず候はんには、
十年の間には、新銀共皆々引かへられ候ほどの上
銀は出来るべき事に候。しかれども、天下の事変⁽⁵⁸⁾
はかねてはかりがたき事に候へば、たとひ十年に
して世に通行し候ほどの上銀は造出され候とも、
新銀どもに引かへられ候銀鈔、皆々上銀と引きか
へ候事は、猶十年も経べき事と心得候べき事にて
候。然れば、上銀出来そろひ候はぬ間は、銀鈔を
以て其数の不足を補ふべき事に候。これ三つ。

たとひ又、つものごとくに⁽⁵⁹⁾上銀出来そろひ候
事、手数すくなく功終り候とも、⁽⁶⁰⁾困難が少なく完

(50) 抽出し。

(51) 材料。

(52) 冶金業者。

(53) 新銀を一気に銀鈔と交換してしまう。

(54) 灰吹き銀の比較的多い銀貨を残しておき、それに銅が多い銀貨から取り出した灰吹き銀を
加える。

(55) 新銀を一挙に発行せず、小出しに発行していくと、銀貨の相場を複雑化させるし、金・銀
価の比価の変動ももたらす。それらのことによって、物価が上昇することはあっても低下す
ることはない。

(56) 「両」で意味が通る。

(57) 銀鈔そのものに相場が立つことについては後出。

(58) 前もって。

(59) あらかじめの計算のように。

了する。世に通行し候所の銀の数、元禄以前の数よりは増し候とも、只今迄の数よりは減すべき事勿論⁽⁶¹⁾に候。然らば、上銀、新銀、其品大きに同じからず候とも、銀と銀とを以て引きかへられ候に、其数減じ候はゞ、いやしきものゝ心には猶あきたらぬ所も有べき事に候。まず新銀共を以て銀鈔にうつしかへ、次に銀鈔を以て上銀にうつしかへ候はゞ、その美悪多少ふたつながら、相忘るゝ事も有べく候歟。これ四つ。(天地の物も漸を以て成る事に候。大寒より大暑にうつり、大暑より大寒にうつり候はゞ、人物の生じ候事はあるべからず候。世の人寒暑のうつりかはり候事を覚候はぬは、春暖かに秋涼しき事の其間に候て、漸々を以て変じ候故に候歟。)⁽⁶³⁾

今の新銀ども皆々とり取られ候て、銀鈔を行はれ、金と銭と三つながら其相場くるひ候事なく相定り候て、諸物の価も漸々に相減じ候はん比⁽⁶²⁾には、世に通行し候ほどの上銀は造出し候べし。其時に至り候て、法を以て上銀を出し行はれ、銀鈔と引きかへ候はゞ、たとひ上銀の数すくなく候とも、そのはたらきは近年以来、新銀共の数多く候時よりは十倍し候て、公私のため可⁽⁶⁴⁾然事⁽⁶⁵⁾に候はんか。これ五つ。

元禄以来新銀共を造出され候度々、慶長以来の古銀は申すに及ばず、元禄以来の新銀もことごとく

に出し替るに及ばず候き。⁽⁶⁶⁾(元禄銀、宝永銀、中銀、三宝字銀等、いまだ出し替ざる所、⁽⁶⁷⁾凡三十九万九千九十六貫也。)この後上銀改造られ候て、元禄以来の新銀共の事は、末代に限りて通行有まじき由の事を、世の人たしかに信じ服し候はゞ、今度におゐては、元禄以来の度々のごとくに、よからぬ新銀共惜み候事は有べからず候。然れども、元禄銀の事は、其後の新銀共よりは其品よく候ひしかば、十数年の間、外国にも流入候て其半をも失ひ候べき歟。これらの事を存じ候故に、まづ新銀⁽⁶⁷⁾凡六十六万貫目に引替らるべきほどの銀鈔を造るべきとは申候。(此内、三十九万四千七百七貫目は、今の新銀に引きかへ候料、其余は元禄以来の新銀共に替候料に候。)元禄、宝永等の新銀共数多く出来候におゐては、重ねて又、それに引換候べき銀鈔をば造らるべき御事に候。これ六つ。

此法を行はれ候仕第

金銀をだに偽造候事に候へば、まして鈔をば偽造候事候につきて、鈔を造候には其法も候て、偽造候事もなり難きやうに造出し、また偽造を禁じ候法を厳にたてられ候事。これ一つ。

今の新銀、丁銀多く候て豆板すくなく候によりて、世の通行⁽⁶⁸⁾壅滞⁽⁶⁸⁾候由に候。銀鈔を造出され候にも、その心得し候て、六十六万貫の内大半は、豆板の料を造出さるべき事に候。これ二つ。(十

(60) 困難が少なく完了する。

(61) 元禄以降も、品位は低下したとはいえ、銀貨を鑄造した。上銀の量は、元禄の改鑄以前よりは多いが、良鑄する分、現行の銀貨より少なくなる。

(62) 新銀と上銀との間に銀鈔をおき、その両者の違いを和らげることが望ましい。

(63) 変化は急速で大きすぎるものでないのが望ましいことの喩え。

(64) 然る可き。

(65) 銀貨の評価が上がるので、銀貨によって流通させられる財も多くなる。

(66) 新銀貨が発行されても旧銀貨は回収されきらなかった。

(67) 改鑄がさらに進むという思惑から、旧銀貨に固執すること。

(68) 小額の銀貨の不足による、日常の取引の不便に対応すること。

匁より以下の銀鈔の数多かるべき事に候。○上銀を造られ候時に此心得有るべき事勿論に候。)

最初、銀と鈔とを引換候時に、わづかにても下の利を失ひ候事候ては、此法行はれ難くあるべき事にて候。分厘と申すとも、其損失なきやうに、よく御沙汰あるべき御事にて候。⁽⁶⁹⁾これ三つ。

鈔は必ず破れ損じ候事も、焼けこがれ候事も、ぬれけがれ候事もあるもの、由にて候。其文字だにたしかに候は、引替候て、大きに損失なきやうに、其御沙汰有べき候事に候。これ四つ。(異朝の法、或はやぶれ損じ、或は焼けこがれ、或は油にぬれ候鈔をば、こなたにて両替の法の切賃など申す事のごとくなる事候て、たとへば十匁の銀鈔やぶれ損じ候時に、その十匁とするされ候所もやぶれ候て、其文字うせ候は、その主の損失たる事勿論にて候。十匁とするされ候所の文字だに見え候をば、或は九匁五分、或は九匁ばかりの鈔と引きかえとらせ候事にて候。此法、下の利を奪ふのいはれにてはなく候。如⁽⁷¹⁾レ此になく候へば、金銀とちがひ候て、人のかるくしく思ひなし候て、其財を失ひ候事に候へば、その事を戒むべきために候。)

江戸、大坂に引替候場を立てられ候て、しかるべき町人をして其事を承らせ、(町年寄等の類たるべく候歟。)⁽⁷²⁾銀座の者共を立合せ、御役人をも撰ばれ候て、その場の奉行として差し遣さるべき

御事に候。その中、東国よりは西方の国々におゐて、多くは銀を以て通行し候事に候へば、大坂にて引きかへ候数は、江戸よりは多かるべき事に候。(大坂は北国、中国、四国、西国のものども来り集り候所故にて候。)⁽⁷³⁾これらの所をよく相はからひ、銀鈔の数をよろしく配当し候て、少も事の滞候事なきやうに御沙汰有べき御事に候。これ五つ。(上銀造出、銀鈔と引かへられ候時も、此心得あるべきは勿論に候。)

銀鈔を行はれ候はんには、必ず、まづ此事の由を、分明に天下に告知らせるべき御事に候へば、其御触書を出さるべき御事に候。⁽⁷⁴⁾当地を始め、所々の奉行より下知し候事は申すに及ばず、諸国の御領は御代官より下知し、私領は領主より下知し候⁽⁷⁵⁾て、古銀所持し候ものは、そのまゝ蔵貯候て、上銀を造出され候時に、⁽⁷⁶⁾雑つかひ候べし。元禄以後の新銀共通行の事は、永く禁絶せられ候へば、ことごとく皆出し候て、銀鈔に引きかへ候べし。⁽⁷⁷⁾遠国のかろきものどもわづかに所持候ものを以て、銀鈔引きかへのために出来り難き事に候へば、これらの類は御代官、領主等よろしく相はからひ候て、少も損失の事なく引かへられ候やうに、其沙汰有べき由を載⁽⁷⁸⁾らるべき御事に候。(如⁽⁷⁸⁾レ比に候へば、今度におゐては只今迄のごとくに、私のもの引かへ候やうに、歩金など申す事にてみちびき

(69) 改鑄に対する庶民の疑念を招かないこと。

(70) 両替手数料。

(71) 此の如く。

(72) 町役人の首座。

(73) 金遣い圏と銀遣い圏との違いを考慮すべきである。

(74) 江戸。

(75) 幕領・非幕領を通じて、改鑄の情報の周知徹底を図るべきである。

(76) 品位の低い銀貨を一挙に回収してしまうことを目指す。

(77) 地方の身分の軽い者たち。

(78) 此の如く。

候にも及ばずして、出来るべき事に候。)次⁽⁷⁹⁾に其御触書の諸国にゆき届き、それよりして、引かへるために出来るべきほどの日数をよくかんがへられ、いずれの月より引かへらるべく候、次に又、いずれの月より新銀共通行し候事を厳禁せられ候、(此禁ゆるがせに候はんには、新銀共出来る事遅々に及び候べき歟⁽⁸⁰⁾。)但し、鈔と引かへ候事は制の限りにあらざる由をも載らるべき御事に候。(銀と鈔と引かへ候事は制の限りにあらずとあるべく候。子細は、もし、遠方の人など引かへをくれ候て、もはや引かへられ候はぬ事と心得候はゞ、其財をうしなひ、又新銀ども出来り候ためにも、⁽⁸¹⁾旁⁽⁸²⁾以て不⁽⁸²⁾レ可⁽⁸²⁾然故にて候。)すべて此等の御触書の次第、事の子細を詳にしるされ候て、天下の人の心の疑惑なく候て、信服し候やうにあるべき御事に候。これ六つ。

上銀造出され候迄の間は、天下におみて銀通行し事を禁絶せられ候はゞ、必ず⁽⁸³⁾対州より訴申す事有べく候。然らば、年々に人参を⁽⁸⁴⁾調⁽⁸⁵⁾候料をよく⁽⁸⁴⁾糺し明められ、その料ばかりは其数を減省せられ候て御ゆるし可⁽⁸⁴⁾然候。(其故は、すでに上銀の事をゆるされ候き。此後又、上銀を改造らるべき御事に候へば、彼是以て上銀を渡さるべき

御事に候。上銀一貫目と申すとも、今の時は尤⁽⁸⁶⁾以て大切の事に候。みだりに御ゆるし有べく候事は、我国後代迄のため、しかるべからざる事勿論に候。ましてや近年、上銀を以て渡さるべく候由の事は、新銀共造り出し候もの、由行ひたる事に候へば、新銀禁絶せられ候上は、その申し行なひ候事、御とり用ひにあらざるべき事も勿論にて候。もし、朝鮮の人参にて数少なく候はんには、長崎表にて人参を買とり候はん事、何かあるべく候はん歟⁽⁸⁶⁾。)薩州よりも申す旨あるべく候歟⁽⁸⁷⁾。これまたよく其事を糺し明らめられ、その数を減省せられ御ゆるしもあるべく候はん歟⁽⁸⁸⁾。これ七つ。(朝鮮も琉球も大清国への貢物に仕来り候事故、貢物の数減じ候ては、其国の難儀たる由を申候歟⁽⁸⁹⁾。此事万々其事なき事に候。すべて諸国より中国への貢物の品は、古より定まりたる事共に候。其国よりも出でざる物を以て貢物とし候事はなき事に候。朝鮮、琉球、我国の銀をもとめ候事は、中国と交易の利を求め候ためにて候。しかるを、対州、薩州のものども如⁽⁹⁰⁾レ此に申候事は、彼国のものども欺かれ候歟⁽⁹¹⁾、又は、対州、薩州のものども上を欺き申す歟⁽⁹¹⁾の間たるべく候。たとひ朝鮮、琉球の難儀の事候へばとて、我国当時の急難にかへら

(79) 旧貨に割り増し金を付けて新貨と交換することをしないで、新旧貨の切り替えが出来る。

(80) 旧貨の回収が遅れると新貨の発行が遅れる。

(81) 新貨の発行を促進するためにも、出来るだけ旧貨を回収する必要がある。

(82) 然る可からざる。

(83) 朝鮮王国と貿易をおこなっている対馬藩。

(84) 然る可く。

(85) 人参の輸入に限って、量を減少させて銀の使用を認める。

(86) 長崎での対清国貿易で人参を調達することが出来る。

(87) 琉球王国を通じて清国と貿易をおこなっている薩摩藩。

(88) 輸入品の内容を査定し、量を減少させて銀の使用を認める。

(89) 朝貢と貿易とを区別し、朝鮮、琉球の態度を批判する。

(90) 此の如く。

るべき事に候はんや。此理をよくく仰渡され候におゐては、対州、薩州の領主もいかでか其理を承届ざる事の候べきや。

(頭書) これらの事は、某年来異国の書どもをかながへ置き、只今渡り来り異国人の説をもよく承届たる事に候。

長崎におゐて年々唐人共取ゆき候所の銀の数、凡^{およそ}百二十貫目づゝ。

(頭書) 近年は、宝永銀にて百六十貫目づゝの定に候歟。まづ大法を以て本文にしるし候。此事につきて心得がたく候は、長崎は異国との交易の根本にて、わづかにこれほどの銀の数に候処に、対州、薩州は長崎よりは多く銀を渡され候御事、尤^{もつとも}以て不信と申すべく候歟。⁽⁹³⁾

二十箇年の料、二千四百貫目の所は、今の新銀を引わけ候て、大坂の御蔵に納置、年々に長崎へ差し遣し、我国の商人共の銀鈔に引かへ候て、唐人へは新銀を渡し、その銀鈔をば焚^{たき}棄られ可^べレ然^ら事⁽⁹⁵⁾に候。これ八つ。(外国に流入候所の銀の数、慶長の初より正保四年に至て、凡^{およそ}四十六年の間の事は詳らかならず候。正保五年より宝永五年に至りて、凡^{およそ}六十一年の間に、銀四十万九千二百五十八貫百三十四匁四分八厘七毛余の由に候。これは、長崎奉行所におゐてし⁽⁹⁶⁾られたる所の数にて候。この外、年々に私の商売のために流失候数ははかり

知るべからず候。当時、我国に通行し候今の新銀の数と引くらべ候に、流失し候数は万々倍し候べき歟。これより後も今までの法のごとくに候はんには、百年を出ずして、我国の財用は、これがためにとほしくなり候べき歟。此事を存じ候故に、某先年、長崎表の御政法の事共議申すこと候ひしかども、その事行なはれずして、前御代は御事終⁽⁹⁷⁾候き。此外、阿蘭陀に流失候金の数も、正保以来、宝永に至て六十一年の間、金凡^{およそ}百七十九万七千三百九十一兩三分余と相聞え候。これ又、よろしく御沙汰有るべき事に候歟。○対州、薩州、長崎表の事は、其御沙汰の仕第いまだはかり知られず候へば、只今いかにとも定め申しがたく候。これらの事につきては、某愚存の次第、すこしく相異し候事も出来るべき事勿論に候へども、まずその大略をこゝにしるし候てさしをき候。

銀鈔の事は、造出され候事たやすきものに候へば、もし又、事により候て上御要用のためにまず鈔を造出され候て、其事を弁じ候べきなど申す人、あるまじきとも申がたく候。たとひいかやうの御事に候とも、鈔の数を増し造られ候事は、尤^{もつとも}以て不^べレ可^べレ然^ら候⁽⁹⁸⁾。其故は、世に行なわれ候鈔の数多くなり候へば、それに引替られ候ほどの上銀の数をも増し造られずしてかなはず候。さほどの上銀造出され難き御事に候へば、必ず後々に至候て、

(91) 朝鮮、琉球が対馬、薩摩を欺いているのか、対馬、薩摩が幕府を欺いているのか。

(92) 1712(正徳2)年2-3月、白石は江戸に参府したオランダ人を宿舎に訪ね、ヨーロッパ事情等について尋ねた。

(93) 統計の誤りか、幕府自身のための貿易用の銀のことであろう。次に挙げられる、銀の流出についての統計からしても、貿易用の銀全体の数字としては少なすぎる。

(94) 大坂城の蔵。

(95) 然る可き。

(96) 抜荷。

(97) 6代将軍・家宣の死は、1712(正徳2)年。

(98) 然る可からず。

事の難儀出来るべき事に候。⁽⁹⁹⁾これ九つ。

第二 当地と上方において新銭を鑄だされ候て、銀鈔と引替候て其引替候銀鈔、ことぐく⁽¹⁰⁰⁾焚棄らるべき事。

附 其新銭をわかち候て、新金にも引替られ、⁽¹⁰¹⁾その金をば御蔵に納め置くべき事。

此事の法意は

天下におみて銀鈔を通行し候て、銀を以て通行し候事は嚴禁せられず候ては、多くの新銀ども出来る事たやすかるべからず候。然れども銀鈔を行はれ候事の初には、下賤のもの、類は銀鈔を通行し候事、其便よろしからず存じ候ものもあるべく候歟。又、火災等の時の事をうれへ候て、或は金にもかへおき、或は錢にもかへ置候はんと仕るものも有べく候はん歟。然らば必ず錢の価高くなり、⁽¹⁰²⁾諸物の価減じかね候事あるべく候。銀鈔を行はれ候はんには、必ず錢を以てその通行をたすけられ⁽¹⁰³⁾ずしてはかなふべからず候。これ一つ。

前にもしるし候ごとくに、元禄以後改造られ候新銀共の数、七十九万三千八百三貫目は、今も天下に散在し候てある所にて候。これらの新銀ことぐく皆出来り候はんには、上銀に改造られ候事もたやすかるべき事に候。然れども此等の新銀共を以て上銀に改造られ候には、必らず世に通行

し候所の銀の数、減すべき事勿論に候。然れ共、又、これらの新銀共を以て、上銀に改造られ候御事は、上の御費多く候子細におみては、天下の人はかりしるべき事に候上は、たとひ上銀の数少なく⁽¹⁰⁴⁾出され候て、多くの銀鈔と引かへられ候とも異論あるまじき事には候へども、同じくは其損失の⁽¹⁰⁵⁾すくなきやうに御沙汰あるべき事は可⁽¹⁰⁶⁾然御事に候へば、まず新銭を鑄出され候て、銀鈔十萬貫目に引かへられ、其銀鈔を焚棄られ候はんには、上銀⁽¹⁰⁷⁾造出され候て、銀鈔に引替られ候時のため、尤⁽¹⁰⁸⁾以て可⁽¹⁰⁷⁾然御事に候。これ二つ。(此事のしるしは、上銀引かへの条下におみて詳なるべく候。)

錢を以て銀鈔をとり取られ候事、世の財十萬貫目の銀を減ぜられ候ごとくに候へども、錢を以て銀鈔と引きかへられ候事に候へば、其錢を以ては、当時は金にもかへ、又此後に、上銀造出され候時は、其上銀にもかへ候べき事に候へば、たとひ十萬貫目の銀を減じ候とも、それほど⁽¹⁰⁹⁾の錢はいつ迄も世に通行すべき事に候しかば、たゞ錢を以て銀にかへ候迄の事にて、世の財用におみては、その数を減ずべからず候。これ三つ。

錢を鑄出され候事、只今迄の法のごとくに候て、⁽¹⁰⁸⁾わづかに上納候御運上の錢を以て引きかへ候はんには、多の銀鈔をとり収め候事、かなふべからず

(99) 銀貨との交換によらない銀鈔の発行は、その銀との兌換に困難をもたらす。

(100) 江戸と関西。

(101) 江戸城の蔵。

(102) 錢を確保しようとする行動によって、財の価格が低下しない。

(103) 銀の果たしている役割を、一部銅錢によって代替させる必要がある。銀鈔の役割を銅錢で補強する。

(104) 銀鈔の額面通りには銀貨に兌換されない。兌換率が1未満となる。

(105) 然る可き。

(106) 銀鈔と錢とを交換し、銀との兌換に向かう銀鈔を減らしておく。

(107) 然る可き。

(108) 商工業者等に課された租税。

候。此度におゐては、上の御物入として鑄ださるべき御事に候へば、年々に二万両づつばかりも其御費あるべく候はん歟⁽¹⁰⁹⁾。此事御費たる事勿論に候へども、銀鈔行はれ候て、金と、鈔と、錢との三つ其惣場相ならびたち候はば、万物の価、近年以来増来り候て、毎事につきて御費の数も増来候事ども皆々相やみ候て、天下の大利終には上に帰すべき御事⁽¹¹⁰⁾、前にしるし候ごとくに候へば、さほどの御費候はん事は、物の数にも有るべからざる御事に候。これ四つ。

錢を鑄だされ候御事も、たやすからざる事勿論にて候。然れ共天下の御力を以て、銀十萬貫目に引かへ候ほどの錢、十年の間に鑄出され候はん事、かなふまじきにもあらず候へども、銅、鉛、錫等も年々に其数多く用ひ候はん事⁽¹¹¹⁾、天下通用のために不⁽¹¹²⁾レ可⁽¹¹²⁾然事共に候。此故に二十年の間に、銀鈔十萬貫目に引かへ候ほどの錢を鑄だされ然るべき御事とは存じ候。殊には又、十年を経候て上銀を出し行はれ候はんにも、其後又十年の間は、⁽¹¹³⁾銀鈔をば金銀とならび行はるべき事に候へば、其

比⁽¹¹⁴⁾にも錢多く候はん事は、天下のために可⁽¹¹⁵⁾レ然故にて候。これ五つ。

附 上銀造られ候時に及びて、今の新金をも古の法のごとくに改造らるべき御事⁽¹¹⁶⁾に候然ば、其時⁽¹¹⁷⁾のため可⁽¹¹⁷⁾レ然事に候へば、年々に鑄出され候新錢四萬貫文を以ては新金一萬兩づゝ引かへられ、十年を経候て、新金⁽¹¹⁸⁾凡⁽¹¹⁸⁾十萬兩をば御蔵に納め置るべき御事に候歟。(此事の子細は、金法を改らるべき条下に詳しくしるし候へば、こゝには大略をしるし候。)

此法を行はれ候仕第⁽¹¹⁸⁾

錢を鑄出し候所、当地と上方と兩所にて鑄出し候て可⁽¹¹⁹⁾レ然候事にて、銀鈔十萬貫目に引替え候べき錢は、⁽¹¹⁹⁾凡⁽¹¹⁹⁾六百六十六萬六千六百六十六貫文余の数にて候。一年の間に、三十三萬三千三百三十三貫文余を鑄出さず候ては、二十年の間には六百六十餘萬貫文の錢鑄出し候事かなふべからず候。⁽¹²⁰⁾(此⁽¹²⁰⁾比⁽¹²⁰⁾まで当地にて錢を鑄候事、其錢輕く薄く候だに、一年の間に十七萬貫文ならでは鑄出さず候き。)其上又、当地ばかりにおゐて多くの錢鑄だし

(109) 従来のように運上を納めさせる形式ではなく、幕府が費用を負担し、大規模に錢を鑄る必要がある。

(110) 銀の市場が銀鈔によって単純化されても、その銀鈔の価格が安定するかどうかは別問題であろう。

(111) 銅、鉛、錫を貨幣の鑄造にのみ用いること。

(112) 然る可からざる。

(113) ここでの叙述からも、白石が、改鑄を10年・20年というスパンで語るべき事業であると考えていたことが分かる。

(114) ために。

(115) 然る可き。

(116) 以下、金貨の改鑄のための金の蓄積について述べられている。

(117) 然る可き。

(118) 江戸と関西。

(119) 然る可く。

候はんとし候はば、米塩炭薪油漆等の値をも増し候て、それにつれ候ては、諸物の価も減じかね候はん歟。⁽¹²¹⁾然らば寛永の例に⁽¹²²⁾准じ、当地と上方と両所におみて⁽¹²³⁾鑄だされ候事、然レ可御事に候。⁽¹²⁴⁾(寛永の時は、当地と江州坂本と両所にて鑄出し候き。)これ一つ。

錢を鑄出し候ものは、町人共の中にて或数代⁽¹²⁵⁾御用をも承り、或数代御目見をも仕候もの、中を撰ばるべき御事に候。これらの類もとより利を謀り候事、よのつねの事に候へども、数代御用をも承り、御目見をも仕候など申すもの共は、各其子孫のためをも存じ候事に候へば、さのみうしろぐらき事はあるべからず候。殊には又、たとひ町人

共に候とも、数代御用をも承り、御目見をも仕候⁽¹²⁷⁾故によりて、如レ此の事をも被ニ仰付一候と申す⁽¹²⁸⁾御事は、国体⁽¹²⁹⁾におもても可レ然御事にて、これまた天下の人の心の信じ服し奉り候一端たるべく候歟。⁽¹³⁰⁾(寛文の時、文字錢をば呉服師六人の者共に、御すくひの為とて被ニ仰付一候き。⁽¹³²⁾其鑄出し候錢の事、其品すぐれたるものに候歟。然らば其人を撰ばるべき御事、勿論にて候。むかし以来、錢は久しく世に伝り候物にて候処に、⁽¹³¹⁾近き比⁽¹³³⁾などのごとくにしてはいかゞしき御事に候。当地にては、町年寄などの類歟、⁽¹³⁴⁾又は寛文の時の例のごとく、呉服師どもにても候べき歟。⁽¹³⁵⁾上方にては伏見の町年寄共など可レ然御事候。伏見の事は、東照宮御

(120) 計算は、

$$100,000 \div 60 \times 4,000 \div 6,666,667。$$

なお、次のような簡単な公式が成り立つ。

金 x 両を、公定レートで錢に直せば $4x$ 貫文になり、銀 x 貫を、錢に直せば、約 $66.67x$ 貫文 ($= (4,000 \div 60)x$) になる。また、錢 x 貫文を公定レートで金に直せば、 $x/4$ 両になり、銀に直せば、 $0.015x$ 貫目 ($= 60x/4,000$) になる。

(121) 江戸でのみ錢を鑄造すれば、江戸の物価は低下しない。

(122) 寛永通宝の鑄造の例。

(123) 然る可き。

(124) 近江国。

(125) 幕府の仕事を請け負うこと。

(126) 將軍にお目通りすること。

(127) 此の如き。

(128) 仰せ付けられ。

(129) 国柄。

(130) 然る可く。

(131) 御用商人の呉服商。「鎖国」以前の貿易商に、呉服商に転換した者達がいた。

(132) 仰せ付けられ。

(133) 近頃。

(134) よからぬ。

(136) 座城の下にて、其比は繁昌ならびなく候処に、今は事の外にをとり候て、京大坂に及ばず候事は申すに及ばず、奈良、堺にも及びがたく候。せめてこれらの事も候はず、其所のにぎはひ候事も出来るべく候歟。(137)

前にもしるし候ごとく、此度錢を鑄られ候ことは、むかし本朝鑄錢司にて錢を鑄られ候事のごとくに、銅、錫、鉛等は、上より下し置れず候はでは、不レ可レ然候。(新銀十万貫目に引かへ候べき料と、其外に新金十万両にかへ候べき料と、彼是を合せ候はず、錢凡七百六万六千余貫文たるべく候。其料の銅五百八十余万貫目、錫三十五万余貫目、鉛八十四万余貫目ばかりを用ゆべき事に候歟。これ二十年の間に用い候惣数にて候。) しかば、錢を鑄候事を承候町人共させる利得もあるまじく候へば、金座銀座の雑用の例に准じ、たとへば百錢につきて四錢づゝの積りを以て、私の物(141)入りにて錢鑄出し候事を許され候とも、又一貫文につきて百文づゝの積りを以て、私の物入にて錢

鑄出し候事を許され候とも、いづれの道にも此者共、少しく其利得候やうの事は、よろしく御僉議(142)の上に御沙汰有べき御事に候。これ三つ。

たとひ世に通行し候錢の惣場には高下候とも、銀鈔に引かへられ候所は、六十匁に四貫文の御定にたがふ事有べからず候。もし此等の事に就て、わづかも上の御ために其利をもとめ候はず、金一両に銀六十匁は四貫文の御定、上よりやぶられ候やうに候て、必らず後々又、金銀の惣場を定る事あるべからず候。(143)これ四つ。(もし錢の惣場やすくなり候て、金一両に四貫文にかへがたき事も候時は、其時に応じ錢高くなり候を待ち候て引かへ候様にあるべき事、勿論に候。)(144)

錢にかへらえ候て、とり取められ候所の銀鈔をば、ことごとく皆焚棄らるべき御事に候。もし其鈔をも重ねて通行し候やうにては、錢を以て銀鈔の数を減じ候本意もむなしくなり候て、上銀を以て銀鈔に引かへられ候時の難儀、出来るべき事に候。これ五つ。

(135) 然る可き。

(136) 將軍職に就いた家康は、2代將軍・秀忠に將軍職を継がせるまで、江戸・伏見に交互に滞在した。

(137) 衰退した伏見の復興策として、鑄錢の立地を提起している。

(138) じゅせんし。令制で、貨幣鑄造に際して諸国におかれた宮司。

(139) 然る可からず。

(140) 計算は、

$$100,000 \div 60 \times 4,000 = 6,666,667$$

$$100,000 \times 4 = 400,000$$

以上、両者の和で、

$$706 \text{ 万 } 6,000 \text{ 余。}$$

(141) 960 文。

(142) 錢を鑄る技術を知っている者らが、十分な利益を得られるようはからうべきである。

(143) 金銀錢の公定レートを、設定し直すことになってはならない。

(144) ここで、白石が、貨幣相場の変動に適応すべきことを述べているのは興味深い。

銭を以て新金に引かへられ候事、凡一年に新金一万両づゝ（此銭四万貫文）、十年の間新金十両に引替らるべき事に候。十年の後に新金に引替られ候料の銭をば鑄出すに及ぶべからず候。これ七つ。^(六カ)（此の事上金を造らるべき条の下に詳なり。初め十年の間は、一年に鑄出し候所の銭、二十七万三千三百三十三貫三百三十二文づゝ。此の内四万貫文は新金に引きかへ候所にて、其余は皆々銀鈔五千貫に引かへ候所にて候。当地、上方両所にて鑄出し候へば、一品にて^{およそ}一年に十八万六千六百六十六貫六百六十六文づゝ鑄候積りにて候。後十年の間は、一年に鑄出し候所の銭の数、三十三万三千三百三十三貫三百三十二文、これ皆銀鈔五千貫目に⁽¹⁴⁵⁾引かへ候所にて候。当地、上方両所にて鑄出し候へば、一所にて鑄出し候数、^{およそ}一年には、十六万六千六百六十六貫六百六十二文づゝにて候歟。○寛文の時、銭を鑄候時、^{およそ}凡一年に十二万三千二百二十五貫文づゝ、十六年の間に、^{およそ}凡百九十七万貫文を鑄出し候。初十五年の間は呉服師共の徳分、金二万三千九百五十両余候ひしに、後一年の間には二百二十四両余の損金候故に、銭鑄出し候事を辞退し候き。これは世に銭多くなり候て、銭の値やすくなり候て、其利をうしなひ候故にて候。百九十七万貫文の数にて、すでに世に通行し候量多くなり、価安くなり候上は、今度銭を鑄られ候とも、初十年の間にも其数多くなり候て、⁽¹⁴⁶⁾其価を減じ、金一両に四貫文の相場たちが

たくもあるべく候歟。但し寛文の時は金銀の法むかしのごとくにて、天下の通行なりの滞り候事もなく、呉服師ども御すくひのためとて銭鑄出され候ひしかば、銭二百万貫文に及び候て、其価をも減じ候き。今度におみては、今の新銀造出し候より、世の人専ら銭を用ひ候て、銭の価も高くなり来り、殊には銭を以て銀鈔をとり収められ候事にて候へば、⁽¹⁴⁷⁾世の人銭を通行し候事をこのみ候事あるべく候歟。しからば、寛文の時の事に比しがたき所あるべき事に候。しかれども、又、銭を鑄出し候事十年の後、銭の数多きに過ぎ候て、通行しがたき事も出来候はんには、其時又、よろしく御沙汰あるべき事にて候。まづ、此の法はその大略を論ずる所にて候。あながちにこれらの小数にかゝはるべき事にてはなく候事、勿論にて候。もし又、金銀等出来り候山々も開け候歟、又、年々に出来り候焼金、灰吹等の数も多くなり候には、此等の事論ずるにもたるべからず候。）

第三 金銀銅を生じ出し候山々の事を尋究られ、⁽¹⁴⁸⁾并 諸国私領の銀山より出来り候灰吹銀共の事、古法のごとくに、私に商売し候事を厳に禁絶ある事。

此事の法意は

⁽¹⁴⁹⁾慶長の初、天下一統に帰し候後、大久保石見守（此時には十兵衛と申し候。）議申す旨に依られ、金山の事を仰蒙り、⁽¹⁵⁰⁾金堀共を召集め、諸国山々の事をたづねきはめ候て、同七年、佐渡国の銀山、

(145) 計算は、概算で、

$$333,333.332 \div 66.67 \approx 4,999.7。$$

(146) 銅銭の供給量が増すことで、その価格が低下する。

(147) 銅銭への需要が高まったもとの、銀鈔を銅銭と交換しようとする。

(148) 幕領以外の大名等の領地。

(149) 大久保長安（1545–1613年）。家康の鉱山開発政策を実行したが、死後、不正があったとして、遺子達が切腹に処せられた。

(150) 鉱山の技術者・労働者。

石見国の金山をひらき、同十一年、伊豆国の金銀山を開き、同十四年、相模国の金山を開き、(すなはち、土肥の山也。此処は大久保相模守領地のうちなり。) 此等の所々皆々石見守奉行して、年々にみづから巡検し候ひしかば、多くの金銀を採得候⁽¹⁵¹⁾。これより後は、如⁽¹⁵²⁾レ此の事を承り候御役もなく、ただ山々より出来り候まゝにて候へば、漸々に山深くなり候て、採候事たやすからず候由にて、年々に出来候数を減じ候へども、其事の実否も明かならずして、私領の山々は其領主の沙汰に打任せられ候御事に候へば、(むかしは私領といへども、御役人をして沙汰せられ候歟。前に注し土肥の金山の事、其證とすべき事にて候。) 或は金銀銅出ずべきなど申す山も新たに聞き候に及ばず候。惣じて金銀銅の生じ候山を開き候事はこのみ候はぬ事の由、申し伝へ候へども、天下の大難をすくはるべき御ために候へば、今の時におゐては尤⁽¹⁵³⁾以て以て可⁽¹⁵³⁾然御事に候。(慶長の初、天下の山を開かれ候御事、此證とすべき事に候。) しかれば、慶長の例のごとくに此事を承り候人を定置れ、諸国山々の金堀共の中、其事に鍛錬し候ものどもを召し集め、まづ御料の山々より出来り候所、近年以来其数減じ候いはれをたづね問ひ、或は巡検の御使をも差遣され、其事の実否をも糺し明めら

れ、私領の地は其領主よりほり試み候やうに申し達し、もし金堀の力にて及び難きことも候はんには、よろしく其沙汰も有るべき事に候。只今迄のごとくに山かせぎし候もの共に打任せ置き候はんには、これより後、金銀銅の出来り候はん事、心得がたき事に候。これ一つ。(佐渡の国にも銅をほり出し候へども、こなし候事かなひがたく候由にて、そのままに打ちすて置候物ども候歟。また下野国の銅山も水出土崩れ候由にて、度々に御金を借され候へども、其御金共をば当地の人に借し置、その利をむさぼり候て、山の事をばはかぐしく修⁽¹⁵⁶⁾補なども仕らず候由、申ふらし候。かくのごとくに、山かせぎし候など申すものどもの申す旨にばかり打任せ置かれ候て、しどけなき事どもにて、金銀銅年々にその数を減じ候と申す事は、尤⁽¹⁵⁷⁾以て心得がたき事共に候歟。又、金銀銅の出候事、一旦は其地のにぎはひにもなり候へども、多くの雑人入込候て、其風俗をやぶり候事ども候へば、すべて領主のこのみ候はぬ事に候故、金堀共望み⁽¹⁵⁸⁾申し候へども、とり候事をゆるし候はぬ所々も候。⁽¹⁵⁹⁾又、真実は生じ出づべからず候へども、世の人を欺き、物をとり候はんとて、金銀多く候など、金堀共の申しふらし候所々も候由、相聞こえ候。⁽¹⁶⁰⁾これらの間は、此事を承り候奉行人なく候ては、事

(151) 此の如く。

(152) 各地の金銀山の開発を総括する役目。

(153) 然る可き。

(154) 私の鉱山師。

(155) 精錬する。

(156) 鉱山の設備を修復する。

(157) 秩序がなく雑然としている。

(158) 鉱山が開発されると、一時のにぎわいは増すものの、よそ者が入り込みその地の風俗が乱れることを領主は嫌う。

(159) 鉱山の採掘を許さない。

(160) 鉱山があると偽り金品を騙る。

の実否⁽¹⁶¹⁾糺し明らかがたき事共に候。世に申ふらし候事共、余所ながらに聞き過ごし候はんよりは、たしかに金堀共を召集め、たづねきはめ候はゞ、其事の実否は明かならざる事も有まじく候。大和国には、或は金山とも申し、或は銅山とも申候て、⁽¹⁶²⁾事のさまたげなくほり入るべき所も候、など申す事も候歟。まず、これらの所よくくたづねきはめらるべき御事にて候。たとひ金銀は出来らず候とも、銅出来たり候山ひらけ候とも、当時の御ため⁽¹⁶³⁾には尤^{もつとも}以て可^レ然御事に候へば、よろしく御沙汰有るべく候歟。

上銀を作られ候には、灰吹銀なくしてはかなふべからざる事勿論に候。然るに近年以来、佐渡、但馬、石見、摂津等の国々御料の銀山より出来候灰吹銀、漸々に其数を減じ、⁽¹⁶⁴⁾摂州多田の銀山よりは、出来る事もなく候歟。此他私領の国々、陸奥、出羽、加賀、越前、信濃、対馬等より出来り候灰吹銀も漸々に其数減じ、彼是合て一年の間に出来り候所三千貫目ばかりの由相聞候。此事の子細を承候に、山々より出来り候所の数減じ候と申すばかりにもなく、売し候銀の数減じ候事は、謂ある事も候歟。古来より私領の山々より出候所は、地灰吹と称し候て、皆々銀座のものに売渡し、銀座の者共、其灰吹を以て銀を造出し、其運上として、年々に一万枚づつの銀を上納し来りたる事にて候き。元禄以来、新銀共造出され候にしたがひ、次第に地灰吹の数減じ候て、宝永三年、銀座に買

取候地灰吹の銀、千三十九貫八百五十一匁に過ず候故に、同四年七月の始、銀座のもの一人大坂に行むかひ、長崎表に載^{のせ}送り候灰吹銀共をしとどめ候ひしかば、わづかに三箇月の間に買取候所、千二百七十四貫七百六匁に至り候き。同五年、又大坂に行向ひ、正月より六月迄の間に銀座に買取候所、千六百四十六貫三百五十九匁に及び候ひしに、⁽¹⁶⁵⁾いかなる故に候か、新銀の事奉行し候人より、銀座のもの召返し候ひしかば、毎年七月から九月迄の間を以て諸国商人の長崎におもむき候時の最中とし候へども、打ちすて、罷返候に、其後灰吹銀出来るに及ばず、同六年一年の間に、銀座に買取め候所、又、わづかに千十六貫四百七十一匁に過ず候き。それより後は、年々に出来たり候灰吹銀の数仕第に減じ候由相聞候。⁽¹⁶⁶⁾当年の春、唐船共返り候時に、我国の船三艘其跡を慕ゆき候を、長崎奉行所遠見の船追かけ候ひしかば、陸にのりよせにげうせ候て、其人は捕得ず候ひしかど、一艘に銀共十五六貫目づゝ候ひしを、奉行所にとり収め⁽¹⁶⁷⁾候由も相聞候。然らば、年々に長崎表ぬけ荷商売の料、皆々此等の物と見え候処に、此事の禁を厳にせられず候事、⁽¹⁶⁸⁾尤^{もつとも}以て不^レ可^レ然御事に候。⁽¹⁶⁹⁾(此事は、寛永の時のごとくに、銀座に仰付られずしてはかなふべからず候。公儀よりの御沙汰一筋にては、必らず事行はるべからず候。さて、其上に事やぶれ、公儀に相聞え候におるては罪科に行はるべきは勿論に候。)これ二つ。

(161) 鉱山の開発にともなう問題を取り扱う奉行が必要である。

(162) 大和の国には、金山とも言い銀山とも言うが、まだ容易に採掘できる鉱山があるとも言う。

(163) 然る可き。

(164) 摂津。

(165) 萩原重秀。

(166) 1713 (正徳3)年。

(167) 抜荷とその取り締まりの実態を、簡潔に生き生きと伝える。

(168) 然る可からざる。

我国の灰吹銀、慶長の古銀、元禄銀等外国に流入候事、長崎表私の商売により候と申すばかりにてもなく候歟。対州、薩州より年々に朝鮮、琉球等の国々に流入候事も其数はかりがたく候。⁽¹⁷⁰⁾両国の領主によろしく事の利害を仰せ聞され候て、其御沙汰あるべき御事に候。これ三つ。

此事を行ひ候仕第は

古来、灰吹銀、銀座におゐて買取候法、⁽¹⁷¹⁾凡 灰吹の銀一貫目は銀一貫百目づゝの定に候所に元禄以来銀の品下り候に随ひ、次第に其価を増し候て、今の新銀造出し候に及び、新銀一貫七八百匁を以て灰吹銀一貫目を買求候にも、⁽¹⁷²⁾出来り難く相聞候。新銀の品甚だ下り候事は勿論に候へども、銀座より外に灰吹売渡べき所なく候はんには、かほど迄に其価を増し候べき事にあらず候。これを以ても、私に商売し候事の利潤ある事の證は分明に候歟。これより後は、慶長の法のごとくに上銀を造ら

るべき御事には候はゞ、毎事古来の定法のごとくに御沙汰あるべき御事に候。然らば、灰吹銀の法も古來のごとく、一貫目を以て銀鈔一貫百目に売渡し候様に、⁽¹⁷³⁾厳に其禁をたてらるべき御事に候。⁽¹⁷⁴⁾もし古來とちがひ候て、山方等の物入等も有レ此事分明に候はんには、古法よりは少しく其価を増し候て、定められ候御事も有べく候はん歟。⁽¹⁷⁵⁾これ一つ。

諸国私領の山々より出来候灰吹銀共、上に召上られ候はんには、田舎より買い出し候ものども、御役所へことはり候、差上候、など申す事共に段々に日を経候ては、その物入りも多くなり来り、その上又、私に売渡し候には、其価もよく買とるべき事に候へば、必らず此法たちがたくあるべき事に候。たゞ古來よりの御定の如くに銀座に売渡し候て、後證のために其證文を取かはし置候べき由を、⁽¹⁷⁶⁾御沙汰可⁽¹⁷⁷⁾レ然御事に候。これ二つ。

(169) 銀を買い集めることは、行政命令に頼ってなし得ることではなく、銀座の町人の方が巧みになし得る。

(170) 対馬藩の対朝鮮貿易、薩摩藩の対琉球貿易は幕府公認のものであったが、そこに密貿易的要素が入り込んでいた。

(171) 灰吹き法による銀は、銀貨より純度が高かったことによる。

(172) 灰吹き法の銀の純度を 100 % として、四宝字銀の純度は 20 % である。そうすると、1 対 2 以下という交換比率は、貨幣には、単に地金の価値に還元出来ない価値が生じていたことになる。

従来は、銀座は、「灰吹の銀一貫目は銀一貫百目づゝ」で買入れていたのであるから、地金としての銀の価格と銀貨の価格とは大きくは違わなかったことになる。したがって、元禄以来の悪鑄の過程は、銀の地金価値と銀貨の価値とを分離させていく過程であったことが、銀座の行動によっても示されている。

(173) 銀鈔の発行を機に、銀貨の貨幣価値の膨張を逆転すべきである。前注を参照。

(174) 此れ有る。

(175) 灰吹き銀の生産費が上昇したことが明らかなら、そのことを斟酌すべきである。

(176) 然る可き。

(177) 私領から産出した銀は、銀座が一括して買い上げること。

銀座にて買取り候灰吹銀ども、一年限に上納し候て、其価をば銀鈔を以て被⁽¹⁷⁸⁾下候とも、又は御金にて被⁽¹⁷⁹⁾下候とも、御金と銀鈔とを雑へ下され候とも、これらの間は上の御費も多からず、銀座の輩その利をうしなひ候はぬやうに、よろしく御沙汰あるべき御事にて、もし銀座の輩損失出来候はんには、必ず又、灰吹銀出来り候事滞る所あるべく候歟。これ三つ。

第四 銀鈔に引かへ候所の銀共を撰び、わづかにも灰吹多く入候銀共をば、まず其まゝにさしおき、その他の新銀共は其灰吹と銅とを吹きわけらるべき事。

此事の法意は

灰吹の銀料多き新銀には増加⁽¹⁸⁰⁾御灰吹もわづかにして、上銀の数も多く出来るべく候。たとへば古銀十貫目には、灰吹銀八貫目と銅二貫目を雑造られ候。元禄銀には、灰吹六貫四百目と銅三貫六百目を雑造られ候。然れば元禄銀を以て古銀のごとくに改造られ候には、元禄銀十貫目に灰吹八貫目⁽¹⁸¹⁾を増加候へば、上銀十八貫目出来るべく候。(増

加候灰吹銀八貫目の内、一貫六百目は、もとより有来り候所の灰吹六貫四百目と銅二貫目とに配合し候て、上銀十貫目となし候て、其外六貫四百目の灰吹をば、もとより有来り候所の銅一貫六百目に配合し候て、上銀八貫目となし候故に、上銀の数すべて十八貫目は出来るべく候。)又、今の新銀には灰吹銀二貫目と銅八貫目を雑造り候へば、此銀を以て上銀に改造られ候には、新銀十貫目に灰吹の銀三十八貫目を増加、銅二貫目を足し候て、上銀五十貫目出来る事に候。⁽¹⁸²⁾(此増加候灰吹三十八貫目の内、六貫目はもとより有来候所の灰吹二貫目と配合し、銅二貫目をくはえ候て、上銀十貫目となし候て、其外三十二貫目の灰吹はもとより有来候所の銅八貫目に配合し候て、上銀四十貫目となし候故に、上銀の数すべて五十貫目は出来るべく候。)然れば、今の新銀十貫目に用ゆべきほどの灰吹を以て、元禄銀四十七貫五百匁に用ひ候へば、上銀⁽¹⁸³⁾凡^{およそ}八十五貫五百匁出来るべき事に候へば、わづかも灰吹銀多く入候新銀共をば撰出し候て、上銀に改造らるべき料とし、今の新銀を始

(178) 下され。

(179) 前注に同じ。

(180) 灰吹き銀の買取り手段は任意のものとして、銀座に損失が出ないようはからうこと。

(181) 計算は、

$$(10 \times 0.64 + 8) \div 18 = 0.8。$$

(182) 計算は、

$(10 \times 0.2 + 38) \div (10 + 38 + 2) = 0.8$ 。簡単には、x 貫目の四宝字銀と 50-x 貫目の灰吹き銀で 50 貫目の上銀を作るには、

$$0.2x + (50 - x) = 50 \times 0.8$$

で、x=12.5。四宝字銀 12.5 貫目、灰吹き銀 37.5 貫目が必要。

以上で、「0.2」に代えて、他の銀貨の品位を入れれば、その銀貨の場合にあてはまる。

(183) 計算結果は、40 貫 500 匁になると思われる。

$$10 \times 0.2 + 47.5 \times 0.64 = 32.4$$

$$32.4 \div 0.8 = 40.5。$$

て三宝字銀等の灰吹銀と銅とを吹わけ候て、其灰吹銀をば上銀を造候時に増加べき料とし、其銅を以ては新銭鑄出すたすけともなすべく候。⁽¹⁸⁴⁾これ一つ。(これらの事の撰びなく候ては、多きにその差^{ちが}ひ出来るべき事に候。よく其心得有べく候歟。)

新銀共吹わけ候べき料の鉛の数だに多候はゞ、其功すみやかに事成るべく候。(大坂吹屋の法を用ひ候はば、新銀を吹わけ候料の鉛は新銀百貫目に、鉛^{およそ}凡四十貫目を用ゆべき事に候歟。又、其鉛一度用ひ候てすたり候事にもなき由にて候。たとひ一度づつ用ひ候て、二度用ひ難くとも、^{およそ}凡鉛の数、二十万八千二百九貫目余ほどにては、新銀、三宝字等の銀の灰吹を吹わけ候料は、事たるべき事に候。此外新銭の料の鉛、八十四万七千余貫目、彼是合わせて鉛の数の事、百五万六千九貫目ばかりをも用ゆべく候歟。⁽¹⁸⁵⁾某愚存^かの所は、鉛の事におゐては、諸大名へ仰下され候て、軍用のために貯置候所の鉛を、⁽¹⁸⁶⁾或は其三分の一、或は其五分の一、多少にかかゝらず大坂へ廻し候て、便よろしきは大坂へ廻し当地へ廻し候て、便よろしきは当地へ廻し候て、上銀造出され候料をたすけ候やうに、仰せ出され候はゞ、たち所に新銀吹わけ、新銭鑄出し候ほどの鉛は出来候べき事に候。⁽¹⁸⁷⁾此事は、金銀を役にかけられ候など申すには事ちがひ候て、日用の物にあらざる所を以て、天下の

⁽¹⁸⁸⁾ために財用の事を相たすけ候事に候へば、当時におゐても後代におゐても、非議し申すところはあるべからず候。これ二つ。(此事仰出され候とも、買いもとめ候て出し候事をば、よく御制止有べく候御事に候。買もとめ候事にては其価を増し候て、⁽¹⁸⁹⁾尤^{もつとも}以て不^レ可^レ然事に候。世に申し沙汰候にも、或は井に通じ候水道の樋に作りふせをき候も、或は庭をゆき候踏石に作りをきしも、あるよしにて候へば、⁽¹⁹⁰⁾百余年の間うごきなく、その地を領し候家々には、その貯すくなかるべからざる事共にて候。)もし又、大名より鉛の事めされず候はゞ、此事に就も御費の事どもは有べく候へども、其御費をいとはるべからず候いはれば、既に前にしるし候へば、申すに及ばず候。これ三つ。

此事を行はるべき仕第は

当地、大坂にて銀鈔に引替候所新銀共、銀座の者共に仰付られ元禄銀、宝永銀、中銀、三宝字銀、今の^{あわせて}新銀等をことごとくに撰びわかち、今の^{あわせて}新銀并^{あわせて}三宝字銀の内をわかち候て、当地と大坂と両所にて、其灰吹と銅を吹わけらるべく候。これ一つ。

灰吹と銅とを吹わけ候事、大坂吹屋の者共に⁽¹⁹¹⁾可^レ被^二仰付^一候。銀座の者共の申す所は、⁽¹⁹²⁾以^{おもい}の他に鉛多く入候事に候へば、吹屋におゐて銅の中より銀を採り候法のごとくに⁽¹⁹³⁾可^レ被^二仰付^一可^レ然御事に候。これ二つ。

(184) 旧銀中の銅によって銭の鑄造の一助とする。

(185) 計算は、

$$208,209 + 847,000 = 1,055,209。$$

(186) 鉄砲・大砲の弾のための鉛。

(187) 幕府から賦課される物品。

(188) 軍事物資を転じて経済の安定的な運営に役立てる。

(189) 然る可からざる。

(190) 2つとも鉛の利用方法に窮して、無駄に用いている例。

(191) 仰せ付けられ候可く。

(192) 思いの他に。

灰吹と銅とを吹わけ候事には、しかるべき奉行
人被⁽¹⁹⁴⁾ニ仰付一候はずしてはかなふべからず候。事
の体⁽¹⁹⁵⁾により、銀座吹屋のものどもの間にて、必ず
異論出来るべき事に候。其故は、今の新銀十貫目
に灰吹銀二貫目入候由申候へども、吹わけ候時に
至ては、灰吹銀二貫目迄は出来らざる事もはかり
難く候。然らば又、吹屋のものども吹わけ候事を
辞退し候事も出来るべき事に候。然れば、御勘定
方⁽¹⁹⁶⁾、御歩行目付⁽¹⁹⁷⁾の類たちあひ候て、たとへば銀座
のものども、此新銀十貫目の内には灰吹銀二貫目
候と申候上に、吹屋のものども一々にあらため請
取候て、灰吹銅吹わけに及びて、いかほどづゝ出
来り候と申す時に引合せく、帳面にしるし置き候
⁽¹⁹⁸⁾て、新銀或は百貫目にて引ならし候歟。或は千貫
目にて引きならし候て過不足も候歟。又は、過不
足もなく候歟。委細に糺し明らかめ候やうに有べき
ことに候。これ^(三カ)二つ。(前にもしるし候ごとく、
今の新銀は火急に造出し候故に、灰吹と銅とよく
融和し候はぬ事に候へば、銀により候て、或は灰
吹多きも、或は銅ばかりなるも候由、申沙汰し候。

しからば、五貫目、十貫目の内を以て試し候はゞ、
必らず灰吹の料に過不足あるべきに候。これより
候て、百貫目か千貫目を限り候てならし候て、灰
吹と銅との分量をただし可⁽²⁰¹⁾し然事とは存候。))

灰吹出来り候事、法のごとくに候はんには勿論
の事にて候。(新銀十貫目に、灰吹銀は二貫目づ
ゝの定法のごとくの事に候。)もし不足も出来候に
おるては、不足し候ほどの灰吹は、銀座の輩上納
仕るべき事は、又、勿論の事に候。もし又、銀座
の輩吹べりたつべき事の由を訴申すに於ては、吹
屋共の申す旨をもたづねきはめられ候て、吹べり
たついはれも候て、其理分明に候はんには、其吹
べりの法をもたてられ候て、其法よりも猶又、吹
べり候はんには、これ又、銀座の輩より其不足の
所をば上納すべき事に候。これ^(四カ)三つ。⁽²⁰³⁾(荒銅の中
よりだに、灰吹を吹とり候ほどの事に候上は、新
銀の中に候灰吹を吹わけ候に、吹べりあるべきい
はれなき事勿論に候。しかれども今の新銀の事心
得⁽²⁰⁴⁾がたく候へば、必らず十貫目に二貫目づゝの灰
吹候はんとは申難く候故は、此の条をばしるし置

(193) 仰せ付けらる可く、然る可き。

(194) 仰せ付けられ。

(195) 事態の様子。

(196) 幕府の財政を取り扱う役。

(197) 軽輩の幕臣を取り締まる役。

(198) 実際の吹き分けの結果を記録する。

(199) 四宝字銀の品位は一定していないので、ばらつきを排除するため吹き分けの結果は 100 貫目・1,000 貫目という単位で集計する。

結果を大きな単位で集計し、それに含まれたばらつきの影響を受けないようにする、とい
うこと。

(200) 銀の品位が一定していない。

(201) 然る可き。

(202) 灰吹き銀を精錬する過程で目減りが生じる。

(203) 銀をまじえた粗銅。

候事に候。)

鉛炭等は上より出され、吹手間の事は⁽²⁰⁶⁾可レ被⁽²⁰⁷⁾レ下御事に候。これらの御費の事共前にもしるし候ごとくに候へば、論ずるに及ばず候。これ四つ。^(五カ)(吹手間の事は、或は吹ぬき候銅を以て⁽²⁰⁸⁾⁽²⁰⁹⁾よろしく其値を定められ、吹屋共に被⁽²¹⁰⁾レ下候法もあるべく候歟。或は長崎表の商売のことにつきて御ゆるし候分量などを以ても、事済むべく候はん⁽²¹¹⁾歟。これらの間はよろしく御僉義の上、御費をはぶかれ候なされかたもあるべく候歟。いづれの道にも、吹屋の者共は御目見をも被⁽²¹¹⁾レ仰付一、其志をはげまし候やうの御沙汰は有るべき御事に候。

吹わけ候灰吹の事、当地にて吹わけ候は当地の御蔵に納め、大坂にて吹わけ候は大坂の御蔵に納め置かれ、後々当地にて上銀造り候時は御蔵より出され、京にて上銀造候時には、大坂御蔵より出さるべき御事に候。大坂にて吹わけ候を当地へ運送⁽²¹²⁾し候事は、路次の御費等、尤⁽²¹³⁾以て不⁽²¹⁴⁾レ可⁽²¹⁵⁾レ然御事に候。これ五つ。^(六カ)

第五 当地、京都におゐて上銀を造らせ、年々に出来候所を以て、当地、大坂の御蔵に納め置かるべき事。

此事の法意は

寛文の比迄も、銀法の事、必ず老中よりの證文を以て御下知候き。国家の至宝の一つに候上は、如⁽²¹⁴⁾レ此なるべき御事に候。然るに元禄以来は、御勘定奉行連署の證文を出され候事になり候て、其後度々に改造され候時は、その事を承り候奉行一人の證文を以て下知し候歟。⁽²¹⁵⁾尤⁽²¹⁶⁾以て不⁽²¹⁷⁾レ可⁽²¹⁸⁾レ然御事に候。此後もし、上銀を改造らるべく候はんには、まずこれらの法より始て、古來のごとくに改られ候はでは、かなふべからざる御事に候。これ一つ。

上銀を造らるべきには、今の新銀を造られ候ごとくに、しかるべき御役人多く撰定られ、其事を奉行せしめ、世の人疑惑候心なく信服し候やうの御はからひ、⁽²¹⁷⁾尤⁽²¹⁸⁾以て不⁽²¹⁹⁾レ可⁽²²⁰⁾レ然御事に候。これ二つ。⁽²¹⁸⁾国家の至宝は天下と同じく宝とせらるべき御事

(204) 四宝字銀のことは、はっきりしないので。

(205) とともに灰吹き法のために必要な物資。

(206) 手間代。

(207) 下さる可き。

(208) 下され。

(209) 銀を吹き分けた銅で手間代を支払う方法。

(210) 長崎貿易の輸出品として銅を分与する方法。

(211) 仰せ付けられ。

(212) 輸送費。

(213) 然る可からざる。

(214) 此の如く。

(215) 荻原重秀による独断専行がおこなわれるようになったこと。

(216) 然る可からざる。

(217) 然る可き。

(218) 貨幣の問題は、政治の問題と同様に重要である。

(219)に候へば、如^レ此の法を行はれ候御事は、下の心も悦び服し候やうに有べき事、勿論に候。然るに、元禄以来度々の新銀を造出され候とき、下の心疑惑候て信服し候事なく候故に、新銀出候度々に其法を非議し申す事のみにて、其通行もたやすからず、終に天下の大難をば招き致され候き。其中、世の人銀座の輩を憎み候事、仇敵のごとくに候事にも、彼輩私のはからひとして、新銀ども造出し候やうに申しなし候は、其謂なき事に候。当時、其事を奉行し候人候て、其下知に任せ候て造出し候事に候へば、此事におみては其罪にはあらず候。慶長の始は、銀座四人に定置れ候ところに、近年に及びこれも奉行のはからひとして、其人数を増し候て、七人迄になされ、銀を造候雑用銀など申すもの、おびたしくわかちとらせ候へば、此事にあづかり候ほどのものども多くなり候て、其家も富み栄え、過分の事をなし行ひ候ひし事共につきては、世の人申沙汰し候所、其謂なきにはあらず候。しかれば、此後、上銀改造らるべきにおみては、まず銀座の輩の中、其人を精しく撰ばれ、よからぬもの共をば除かれ候て、その人数をも古法のごとくに改定られ、銀造り候雑用銀の法をも古法のごとくに改められ候はんには、彼等がためにもよろしく、世の人の心も悦び服し候べき事に候。これ三つ。(222) (むかしは銀座雑用銀の法三分の御定めて、銀百貫目を造出し候へば、銀三貫目をわかち被^レ下候き。(223) 元禄の時四分に改り、宝永の時

七分に改り、中銀の時より一割に改まり、今の新銀に至て一割三分に改り候て、銀百貫目造出し候へば、銀十三貫目をわかち下され候事になり来り候。皆是、奉行人私の恩を以て相はからひ候事と相聞候。いかなる故により候てか、如^レ此に多くの銀どもわかちとらせ候事に候ひしか、⁽²²⁴⁾ 尤^も以て心得がたき事どもに候き。

某、此法を議し候に、上中下三つの法をわかち候て、さて其時勢に随ひ候てよろしかるべき法を以て相応じ候やうに存寄候。其三つと申すは、第一には、元禄銀いまだ出来り候はぬ数、ことごとく皆出来り候はんには、上銀に改造り候灰吹の銀、外よりもとめ候にも及ばず。その余の新銀共の中にて灰吹にて事足り候て、十年の内には其功を終るべき事に候歟。⁽²²⁵⁾ 第二には、元禄銀大半も出来り候はば、宝永銀、中銀等を以て上銀に改造り候料とし候はゞ、三宝字銀と新銀等に入候灰吹、又、十年の間に山々より出来り候灰吹等を以て増加候料とし候はゞ、これも十年の内外には元禄以前世に通行し候ほどの銀の数は出来るべく候。⁽²²⁶⁾ 然れども、此事も又、かならずとは^{たの}持みがたき事に候歟。第三には、元禄銀出来り候数も減じ候はんには、宝永銀、中銀は申すに及ばず、三宝字銀の内をも三つにわかち、其三つが一をば上銀に改造るべき料とし、其三つがこと今の新銀との灰吹ども、又、二十年の間に山々よりしるし候はずしては、其事明らかならず候故に、⁽²²⁷⁾ 上中下の三つの内、その下

(219) 此の如く。

(220) 荻原重秀。

(221) 荻原が銀を銀座の者に分け与えた。

(222) 銀座が銀貨を鑄造したときの代金。

(223) 下され。

(224) 此の如く。

(225) 元禄銀の回収を基準として、事態が、最も好ましく推移する場合。

(226) 事態が、中位の好ましきで推移する場合。

の法を別記にしるしをき候。⁽²²⁸⁾此法を以てよろしく斟酌あるべき事は、此事を行なはれ候人の心得にあるべき事に候。又、別記にしるしをき候ことは、此冊にしるし候ては、其事まぎらはしく候て、見やすからざるが故にて候。

第六 世に通行し候べきほどの上銀造出し候時、又銀鈔も改造られ候て、(第二度めの銀鈔也。)まず其上銀を以て、最初新銀に引かへられ候銀鈔に(第一度めの銀鈔也。)引かへられ、次に上銀いまだ造出来ず候て、引きかへ残り候所へは、此度改造られ候新銀鈔を以て、最初新銀に引き変へ候古銀鈔共に引かへられ、其古銀鈔をばことぐく皆焚棄^{たき}てられ、重ねて上銀を造出し、引かへられ候間は、金銀錢と新銀鈔との四つを以て天下の財用⁽²²⁹⁾を通ぜらるべき事。

此事の法意は

出来り候灰吹を以て増加候料とし候はゞ、二十年の間には世に通行し候ほどの銀は出来るべき事に候。上銀の数多く造出し候はぬ間は、銀鈔を以て其数を補ひ候はんには、世に通行し候所、其累も有まじき事に候。すべて如⁽²³⁰⁾レ此の事をはかり候には、何事も事足り候はぬほどにつもり候へば、事の相違出来候時にも、大やうはたがふ所なきが故⁽²³¹⁾にて候。もし、天下の人、其福いまだ尽ず候て、はからざる外の幸なる事出来候はんは、これ又望外の事たるべく候。もし又、不幸に候て、元禄銀

等出来り候所も其数すくなく候とも、三十年の間には此法をだに行はれ候はんには、必ず其功成らずといふ事あるべからざる候。これ四つ。

此事を行はれ候法の次第は

前にしるし候ごとくに、新銀共の出来り候様子により候て、其法も改るべき事は、すなはち活法の謂に候へば、かねてより其法を定申難⁽²³²⁾候。然れども其法の大略を、たとひ元禄銀の数多く出来らず候とも、十年の間には、世に通行すべきほどの上銀は出来るべきことに候歟。然れども十年に満^みず候ては、新錢を以てとり収められ候銀鈔の数も、半を減ずべからず候。(二十年の間に、新錢にて十万貫目の銀鈔を減じ候法に候へば、初十年にみ^みたず候はねば、五万貫目の銀鈔には引きかへられ候はぬつもりに候。)又、上金に改造らるべきほどの焼金も出来るべからず候。然れば、彼是三つの大数を見合せ候て、上銀の数も世に通行すべきほどの数を造出し候。(たとへば、最初銀鈔を以て引きかへられ候新銀共の出来り候惣数を見合せ候て、十貫目につきて上銀四貫目づゝは引渡され候つもりほど上銀造出し候を以て、その時節とすべく候。)新錢にて引かへ候所の銀鈔も半を減じ、(新錢にて銀鈔五万貫目に引かへ候を以て、其時節とすべき事にて候。)焼金出来り候数も千二十貫目に満ち候時を(その大数、一年の間に百三貫目余づゝ出来るつもりに候。)見合せ候て、は

(227) 事態が、好ましくなく推移する場合。

(228) 「白石建議 八」。

(229) 銀鈔の上銀との兌換は何度かにわたっておこない、例えば、一度目と二度目の兌換の間は、一度目の兌換のときに造った第二次の銀鈔を流通させる。

(230) 此の如き。

(231) 物ごとを内輪に見積もっておけば、事態がうまく運ばなくとも、大要では困ることがない。

(232) 現実にあわせて法・政策を変えていくのが活法なのであるから、事前に法・政策を決めてしまうことは出来ない。

(233) 焼金・銀鈔・新錢の数。

じめて上銀を出し行はるべき事に候。(234)これ一つ。
(此見合せちがひ候はゞ、必らず世の通行たやす
かるまじく候歟。)

慶長の銀法は、^{おとそ}凡銀十貫目に、灰吹銀八貫目
銅二貫目の法にて候。異朝にて我国の銀を八程銀
と申し候は、灰吹銀八分銅二分なる故にて候。然
るに、元禄銀には灰吹銀六貫四百目、宝永銀には
灰吹五貫目、中銀には灰吹四貫目、三宝字銀には
灰吹三貫二百目、新銀には灰吹二貫目の法にて候
へば、新銀共の内にて灰吹の多少大きさに同じか
らざる事にて候。五度改造られ候新銀共の灰吹を
ならし候て見候に、十貫目の内に灰吹四貫百二十
⁽²³⁵⁾
⁽²³⁶⁾目づゝのならしに候歟。慶長の法に引くらべ候へ
⁽²³⁷⁾ば、灰吹三貫八百八十目づゝの不足たるべく候。
これより後造出さるべき上銀は、すなわち慶長の
法に候へば、其不足の所、三貫八百八十目づつの
灰吹を足され候べき大法にて候。然れども新銀共
の灰吹をならし候て、四貫百二十目と申すは、元
禄銀の灰吹其分量多きが故にて候。元禄銀を除き
候て、宝永銀以降四度の新銀をならし候へば、十

貫目の内、灰吹三貫五百五十目づゝのならしに候
⁽²³⁸⁾
⁽²³⁹⁾へば、足され候所の灰吹は、四貫四百五十目づゝ
⁽²⁴⁰⁾のつもりにて候。然れば、上銀改造られ候につ
き、世に散在し候元禄銀、出来り候数すくなく候
ほど、足され候所の灰吹の数は多かるべき事に候
へば、六十余万貫目の新銀共に足され候所の数は、
灰吹二十四万九千六百貫目には及ぶべき事に候。
⁽²⁴¹⁾
たとひ此後、諸国の山々より灰吹多く出来り、六十
余万貫目の新銀共、皆々改造られ候事たやすき御
事に候とも、ことごとく皆灰吹を足し造られ候て世
に行なはるべき御事は、万々におゐて不⁽²⁴²⁾レ可⁽²⁴³⁾レ然
御事に候。上銀にて候とも、其数多く候はんには
必ず其価軽くなり候て、万物の価は重くなり候事、
⁽²⁴⁴⁾
今日のごとくなるべく候。しかれば古のよく国を
治め候政のごとくに、法を以て世に通行し候銀の
数を減ぜらるべき御事は、(此事の子細は、第一巻
の初にしろし置候。)此御時に候へば、某愚存の所
は、いかにもして元禄以前、世に通行し候ほどの
銀の数を造出され候を以て、上銀改造され候大数
とし候はん事、天下公私のため、⁽²⁴⁵⁾尤^{もつとも}以て可⁽²⁴⁵⁾レ然

(234) 改貨全体の見通しが立ったら、上銀を発行する。

(235) 平均する。

(236) 計算は、 $(6.4 + 5 + 4 + 3.2 + 2) \div 5 = 4.12$ 。

(237) 計算は、 $8 - 4.12 = 3.88$ 。

(238) 計算は、 $(5 + 4 + 3.2 + 2) \div 4 = 3.55$ 。

(239) 計算は、

$$8 - 3.55 = 4.45。$$

(240) 見積もり。

(241) 計算は、単位は万で、以下になるか。

$$60 \times 0.445 = 26.7。$$

(242) 然る可からざる。

(243) 新産銀が多くても、銀貨を過剰に発行してはならない。

(244) 明瞭に貨幣数量説的な理解である。品位の「高い」貨幣が「多い」とき、その価格がどうなるかは、数量説にとって究極の問いとなる。

御事に候。(元禄八年より十一年迄の間、本郷におゐて新銀改造られ候時、引かへられ候所の古銀の数、凡^{およそ}二十三万六千八百八貫五百目にて候。これすなはち、元禄八年より以前、天下に通行し候所⁽²⁴⁶⁾の銀の数にて候。其後、元禄十二年より宝永二年迄の間、銀座にて買出し候古銀の数、凡^{およそ}五万八千八百六十五匁にて候。これは本郷にて引かへられ候時に出来り候はぬ所を、銀座にて年々^かに買出し候所にて候。)これよりのち、元禄銀の数だに多く出来り候におゐては、二十六七万貫目の上銀はたやすく改造らるべき事に候。たとひ元禄銀の数少なく出来り候とも、二十三四万貫目の上銀は、二十年のうちには改造り候はん事も又たやすかるべく候歟。然れども六十余万貫目の鈔に引かへられ候には、其数ことの外に不足し候へば、法を以て引きかへられ候はずしては、叶ひ難き事共に候。其法三つに過ぐべからず候歟。第一には、二十年の間に新銭を以て銀鈔十萬貫目に引きかへ候て、其鈔を焚棄^{たき}て候へば、上銀を以てかへらるべき所の銀は、五十余万貫目に過ぐべからず候。第二には、上銀をもって銀鈔を引きかへられ候法、或は六分四分の法を用ひ、上銀六貫目を以て銀鈔十貫目に引きかへらるべく候はん歟、或は五分四分五の法を用ひ、上銀五貫五百目を以て銀鈔十貫目に引替るべく候はん歟。これらの所は、銀鈔の数と上銀造出され候所の数とを見合せ候て、よろしきやうに斟酌あるべき御事に候。(本文に見え候

ごとくに、たとひ元禄銀多く出来り候とも、五度の新銀共の灰吹をならし候へば、足され候所の灰吹の数、十貫目には三貫八百八十匁にて候。まして元禄銀出来たり数すくなく候はんには、足され候灰吹の数、十貫目には四貫四百五十匁の事に候。然らば、銀鈔十貫目に上銀三貫五六百目づゝ引わたされ候とも、上銀に改造られ候所の御物入ども、上の御費多き御事に候上は、天下の人のためには、猶ありがたき御事たるべく候。然るに五分五の法を以て引かへられ候はんには、尤^{もつとも}以望外の大幸たるべく候。もし、元禄銀も多く出来り候はんには、六分の法を以て引きかへられ候事も候はんには、猶望外の大幸たるべく候。これらの所は、よくくその見合わせ候て、よろしきやうに斟酌あるべき御事に候へば、かねてより其法を定申がたく候。とにもかくにも、天下の人の心悦び服し候やうの御沙汰には、しくべからざる御事勿論のこと。)然らば、上銀或六万貫目にては銀鈔十萬貫目に引かへられ、或五万五千貫目にては銀鈔十萬貫目に引かへらるべく候へば、二十三四万貫目の上銀にては、銀鈔或四十万貫目、或四十三万余貫目には引替へらるべき事に候。(六分の法にては、上銀二十四万貫目にては銀鈔四十万貫に引きかへられ候。五分五の法にては、上銀二十四万貫目にては銀鈔四十三万貫目に引きかへらるべく候歟。⁽²⁴⁸⁾)猶、引かへ残り候十萬貫目の銀鈔をば、又、新銀鈔を以て(第三度目の銀鈔也。)引か

(245) 然る可き。

(246) 現実に流通している古銀。

(247) 5分5は55%の兌換率。6分は60%の兌換率。

ここで銀鈔を発行するという構想の最終的な意味が明らかになる。不確定性の大きい新銀の改鑄過程で、新旧銀貨の交換率をあらかじめ決定し、徐々に交換をおこなえば、新銀貨の不足によって改鑄全体に齟齬をきたしうる。したがって、ひとまず旧銀貨を銀鈔と交換し、新銀貨の鑄造が進んだ段階で、状況に合わせて兌換率を決定することによって、新銀貨の不足を避けることが出来る。

へ置れ候て、其後年々に造出され候上銀を以て引かへらるべき御事に候。第三には上銀を出され候て銀鈔に引かへられ候法、たとひ上銀多く出来候とも、一時に出しかへられ候事不⁽²⁴⁹⁾レ可⁽²⁴⁹⁾レ然候。法を以て前後二十年の間に、四五度ばかりに引かへらるべき御事に候。しかれば、十貫目につき候て、或は四貫目づゝを減じ、或は四貫五百目づゝを減じ候とも、一時に減じ候事にあらず候て、漸々に其数を減じ候へば、世の人其数の減じ候をも相忘るべき事に候。(此引かへの法の次第も、別記につまびらかに候。)殊には上銀の数すくなく出され候とも、上銀共天下にゆき渡り候て、或は引かへ、或はいまだ引きかへ候はぬものも候ごとくなる事も、あるべからず候事に候。これ二つ。

此事を行はるべき次第は

此事又、かねてより定申難き事勿論に候へども、其法をしるさずしては、其事明らかならず候故に、五分五の法を以て引かへらるべき次第を別記にしるし置き候。此法に准ぜられ候はゞ、たとひ何分に引かへられ候とも、其義は同じかるべき事に候。

第七 上銀を造出され候におゐては、同時に金鈔をも造出し、元禄金、今の新金に引かへ候法、最初新銀共をとり収められ候ごとくにして、慶長の法のごとくの上金に改造候て出し行はるべき事。

此事の法意は

今の新銀すでに上銀に改り候上は、上銀六十匁には新金二両を以て両替すべき事勿論に候。(新金と新銀共両替のつりあひの事は、第一巻の第三条に詳にしるし置候き。)然らば、天下の金の数⁽²⁵¹⁾たち所に其半を減じ候へば、尤⁽²⁵²⁾も⁽²⁵³⁾以て不⁽²⁵³⁾レ可⁽²⁵³⁾レ然事にて候。法を以て、金の数大きに減じ候はぬやうに御沙汰なくしては、かなふべからざる御事に候。これ一つ。

慶長の金法は、金の重さ四匁七分六厘を以て一両と定められ候所に、元禄の法は灰吹の銀を雜入れられ候て、慶長の法の古金に五割を増し候法に候ひしかば、凡⁽²⁵⁵⁾古金十両を以て新金十五両に改造られ候き。これより後、元禄の新金を以て慶長の古金のごとくに上金に改造られ候はんには、元禄金十五両に雜入れられ候所の灰吹銀を吹去候へば、上金十両は出来るべき事に候。今の新金は彼灰吹を吹去られ候ども、其重さ古金の半に候へば、(二匁五分に候歟。)⁽²⁵⁶⁾今の新金を以て上金に改造られ候には、或は二十両の内を以て上金十両となされ候歟、或は今の新金十両に、焼金二十二匁六分を増加られ候て、上金十両となるべき事に候。⁽²⁵⁷⁾彼是を引くらべ見候に、上金を改造られ候には元禄金を

(248) 計算は、万単位で、

$$24 \div 0.6 = 40.$$

$$24 \div 0.55 \div 43.6.$$

(249) 然る可からず。

(250) 宝永金(乾字金)。

(251) 「白石建議 四」。

(252) 銀を金と交換したときの計算。

(253) 然る可からざる。

(254) 「白石建議 七」では、四匁八分としている。

(255) 前稿の表1を参照。

(256) 同じく、前稿の表1を参照。

以て其料とし候事は、可⁽²⁵⁸⁾然事共多く候歟。(改造り候時のためよろしきばかりにてはなく候。上金造出し引きかへ候にも、たとへば元禄金十五両へ上金十両わたし候はゞ、その損失わづかなる事にて候べし。新金二十両へ上金十^{両カ}匁⁽²⁵⁹⁾わたし候はゞ、其半を失ひ候やうに人々存ずべき事に候。)しかれば金銀の法、むかしのごとくに改らるべく候はんには、まず元禄金を以て今の新金に改造られ候事も、一日も早く停めらるべき御事に候。殊には又、上銀を改造らるべき由の御沙汰も候はん上に、只今迄のごとく新金を造出され候におゐては、天下の人其心疑ひ起り候はぬ事はあるべからず候。然らば、上金造られ候御ためのみにあらず、上銀⁽²⁶⁰⁾つくられ候御ためにも不^レ可^レ然御事に候へば、上銀吹出さるべき候御沙汰候時に、同時に新金の事をも停められ、此後上金造出され候御沙汰候迄は、元禄金と新金と雑用ひ候て通行すべきよしを可^レ被^レ仰出⁽²⁶¹⁾御事。これ二つ。

長崎におゐて阿蘭陀人、年々に取ゆき候一万二千八百四十両余づ^の金、凡^{およそ}二十年の料二十五万六千八百四十両の事は、今の新金を大坂御蔵に納め置れ候て、年々に長崎へ差つかはされ、阿蘭陀人へ相渡し候法、唐人共へ今の新銀を渡され候

法のごとく成るべく候。これ三つ。(阿蘭陀へは今の新金を以て渡され候事、しかるべき事に候。この、ち上金造出され候に及びては、其子細を申しきかせ候て、一年に上金六千四百二十一両づ^を渡さるべき事に候歟。もし長崎表商売の御沙汰も候て、さほどまでの金を渡され候におよばずして事済候はんには、我国の大幸たるべく候。すべて対州、薩州、長崎表の□□□定申すべき事共に候歟。)

新金造出し候事を停められ候にをゐては、それよりのち年々に出来り候焼金ども、皆々御蔵に納め置れ候て、上金改造られ候料となさるべき御事に候。これ四つ。(只今迄のつもり凡^{およそ}一年の間に出来り候焼金、百三貫九匁余の事にて候。十年の間には千三十九貫目余に至るべく候歟。然らば、この焼金を以て、新金百両につきて焼金二匁二分六厘づつを増加候て、上金とし候はば、凡^{およそ}四十五万九千両余の上金⁽²⁶³⁾は造⁽²⁶⁴⁾□□るべき事に候。)元禄年中送られ候所の金の数、千三百九十三万七千五百九十三両□分の内、今の新金造られ候につきて出し引替候所、宝永七年より去年まで三年の間に、凡^{およそ}六百六十一万七千四百五十八両三分にて候へば、猶今世に通行し候所の元禄金、凡^{およそ}七百三十

(257) 計算は、品位を小数点以下第2位まで用いて、

$$10 \times 2.5 \times 0.83 + 22.6 = 43.35。$$

$$10 \times 4.8 \times 0.86 = 41.28。$$

(258) 然る可き。

(259) 「両」で意味が通る。

(260) 然る可からざる。

(261) 仰せ出さるべき。

(262) 計算は、

$$6,421 \times 2 = 12,842。$$

この場合の金は世界貨幣であるから、金貨中の金の量が問題になる。

(263) 宝永金1両(2匁5分)に焼金2匁2分1厘を加えれば、4匁7分6厘の上金が出来る。ただし、全重量の約46%を焼金とするのであるから、品位は上金の方が高い。

二万百三十五両は候べき歟。⁽²⁶⁶⁾其内、当年新金に改造□□□凡^{およそ}二百二十万両に候歟。(去年一年の間に来り候所の元禄金、二百二十万三千百十六両三分□□□ば、当年一年の間に来り候大数、二百二十万両とつもり候て、さのみ大たがひは有るまじく候歟。但し此内元禄以来十八年の間、阿蘭陀へ流入候ほどは減ずべき事勿論たるべく候歟。)猶世に通行し候所の元禄金、^{およそ}凡五百十二万両余はあるべきつものに候。此外今の新金造出され候大数、千百九十万両のつものに候て、これらの金を以て上金に改造り候はゞ、^{およそ}凡上金九百六十五万九千六百両とはなるべき大法にて候。(これまづ大法を以て論ずる所にて候。元禄以前天下通行の金の数、八百八十二万四千三百五十両にて候へば、上金の数はそれよりも猶、八十三万五千□百五十両は多くなるべき事に候。)⁽²⁶⁷⁾此上金を以て、元禄金、新金等に引かへ候時、五分五の法を以て渡され候はゞ、(百両の鈔に上金五十五両を渡す積りに候。)上金四十九万四千四百両余は残り候べき歟。⁽²⁶⁸⁾(五分六の法にて引きかへ候へば、上金三十二万七千七百八十両余残るべし。⁽²⁶⁹⁾五分六の法は、百両に上金五十六両づゝのつもあり也。しかれば、上金引かへ候五分歟、五分五歟、五分六歟、此三段の間たるべく候。)

(頭書) これらの事、くはしくは別記に見え候。

しからは、此残り候所を以て金銀改造られ候御費のうちを償ひ□□の事は、候べき御事に候。ましてや又、元禄金のうちより来り候灰吹の銀、一万千六百三十九貫目余は有るべく候へば、後十年の間に上銀改造られ候所の料にも、しかるべき御事に候。これ五つ。(此事は別記につまびらかに見え候。こゝにはまず大略をしるし候迄にて候。)上銀を造られ候事は、其料とすべき灰吹の銀の数も多く、又、新銀共に雜入れ候灰吹銅吹わけ候料の鉛の数も多く、種々上の御費多く候て、其法も又、事むつかしき事共に候。上金を造られ候ことはたやすき事共にて、其御費も多からずして、其功も又、すみやかに成就すべき事□候。^{およそ}凡そ一年の□□三四百万□の上金をば造出すべく候へば、金鈔を用ひ候事僅かに一年の後には、そのまゝ世に通行し候ほどの上金□□出し行なはれ、それより後も、年々に三四百万両づゝ出来候はんには、^{およそ}凡一年を隔てくし候ては出行はるべく候へば、十年の内には其功終るべしと存候。(七八年には其功終るべき事に候へども、まず□□□□十年とは存ぜられ。)これ六つ。

上銀造出され候時、同時□新金共をも金鈔に引かへられ候て、上銀と銀鈔と銭と金鈔との四つを以て世に通行せられ候事、^{およそ}凡二年の後には上金造出され、其後は上金、金鈔、上銀、銀鈔、銭の

(264) 計算は、概算で、

$$1,039,000 \div 2.26 \approx 459,735。$$

(265) 1712 (正徳2) 年。

(266) 計算は、概算で、

$$13,937,593 - 6,617,458 = 7,320,135。$$

(267) 金貨の数量が元禄以前より減少しないことが強調される。

(268) 計算は、概算で、

$$835,000 \times 0.45 = 375,750。$$

(269) 計算は、概算で、

$$835,000 \times 0.44 = 367,400。$$

五品を以て世に通行あるべく候へば、事の端多く⁽²⁷⁰⁾
候て、いかゞしくも存ぜられ候へども、只今迄は⁽²⁷¹⁾
銀ばかりにも、元禄銀、宝永銀、中銀、三宝字銀、
新銀の五品わかれ候て、其上惣場も五段にわかれ⁽²⁷²⁾
たち、金にも元禄金、今の新金わかれ□□ち、彼
是七品□□も通行し候き。しかれば、上金、□鈔、
上銀、銀鈔、銭の五品を以て通行し候とも、其惣⁽²⁷³⁾
場くるひ候はず候はんには、世の通行のため、さ
のみ事煩しき事も有べからず候歟。殊には又、銀
鈔は前後に通じて二十年ばかりも通行すべき事に
候へども、金鈔は十年を出ずして通行とゞまるべ
き事に候上は、たとひ事煩しく候とも、万代まで
の御ために、わづかに十年の内外の事は、とにも
かくにも有べき御事に候歟。これ七つ。

上金を造られ候事も、今の新金造られ候ごとく
に、大判の事は、まずそのまゝにさしをかれ候て、
(銀は献上の時など、台にはのせ候はぬ物にて候。
黄金はそのまゝ台にをき候物にて候へば、鈔をな
□□候はんも、いかゞにて候故にて候。)まづ小
判、一分判を改造られ候はん御事歟。小判、一分
判皆々引かへ事済候上には、大判をも改造られ候
とも、又、大判はそのまゝにさしおかれ候とも、
其時の様子によるべき事に候。大判は元禄金のま
ゝにて候へば、その□に候ともくるしかるまじき
事にも候歟。同じくはこれ□後々には改造られた

き御事に候歟。これ八つ。(大判改造られ候はゞ、
そのうちに候灰吹銀出来り候事はしかるべき事に
て候。但し事の体⁽²⁷⁴⁾により候て、大判はことぐく
に出し引かへ候はぬ事有べき事に候。)

前にもしるし候ごとくに、最初銀鈔をとり収め
べきために新銭を鑄出され候時よりして、一年に
新銭四万貫文づゝを引わけ候て、新金一万両づゝ
とり収め候事十年にして新金十万両をとり収め候
へば、上金を出し引かへられ候時に、十万両の数
を減じ候て然るべき事に候故にて候。もし阿蘭陀
人の商売の法、只今迄のごとく□□□□金一万
二千八百四十両づゝを渡され候はんには、をのづ
から世に通行し候新金の数は減じ候事に候へば、
別に新銭を以てとり収め、其数を減じ候にも及ぶ
まじく候はん歟。⁽²⁷⁵⁾しからば、年々に新銭四万貫づ
つ鑄出し候御費をも減じ候て可⁽²⁷⁶⁾レ然事、勿論に候。
もし又、はからざる外の事変も出来候はんために、
まず新銭を以て□□通行し候新金の数、十万両を
ば減じ置るべく候はん歟。(前に見え候ごとくに、
上金を以て金鈔に引かへられ候事、五分五の法に
て、百両につきて五十五両づゝ引わたし候へば、
残る所の上金四十九万四千四百両余ある事に候。⁽²⁷⁸⁾
もし、五分六の法にて、百両につきて五十六両づゝ
引わたし候へば、残る所の上金三十二万七千七百
八十両余ある事に候。⁽²⁷⁹⁾百両につきてはわづかに一

(270) 問題の要素。

(271) よくない。

(272) 前稿の表3を参照。

(273) 問題は金鈔と銀鈔がどのような相場で売買されるかであろう。

(274) 儀礼用の大判の改鑄は後回しにし、实用向けの小判、一分判を改鑄する。

(275) 銭を増鑄することによって、金に代替するには及ばない。

(276) 然る可き。

(277) 金が必要な事態。

(278) 計算は、注(268)を参照。

(279) 計算は、注(269)を参照。

両の事に候てだに、二千万両に近き数にて候へば、おびたゞしきたがひもでき候事にて候。よくくその見合のあるべき事には存じ候。)此等の間は金鈔を出され候て、とり収められ候新金共の様子により候て、其沙汰あるべき事にて、かねて定申し難き事共に候。これ九つ。

此事を行はれ候次第は

金鈔を造られ候法、銀鈔にまぎれ候はぬやうに有べき事にて候。其余は、銀鈔を造られ候法にかはる所もあるべからず候。これ一つ。

金鈔を以て元禄金、今の新金等に引かへられ候法、皆々銀鈔にて新銀ども引かへられ候法に同じかるべく候。但し、引かへ候場の事は、銀鈔を引かへ候所と同じく候はんには、必らず事のまぎれ出来るべく候。これらの義は、御僉義せんぎの上よろしく御沙汰有べき事勿論に候。これ二つ。

上金造り出され候て、金鈔に引替られ候仕第、これ又、皆々上銀を出され候法のごとくなるべく候歟。これ三つ。

此外上金を造られ候法、ならびに引きかへられ候仕第等、これも別記に其大略をしるし候へば、こゝには詳にせず候。(すべて金銀の事その様子により候て、法はいかほどにもよろしきやうに沙汰あるべき事。すなはち活法にて候。小数にかゝはり候べき事にあらず候へども、まづ大略のところを論じ候はねば、手がゝりもなく候故に、その小数共をもしるし候て、それに応じ候法をも大略をしるし候事共に候。たゞこの心得を以て、いかやうにも沙汰はあるべく候。必らず此数此法のごとくと心得候はん事は、ゆめゆめあるべからざる事、(280)勿論に候。)

第八 借金借銀の法を定めらるべき事。

此事の法意は

銀鈔を以て借り候所を上銀出候後に上銀を以て返済し候法、たとへば銀鈔十貫目を借り候所へ、上銀を以て返済し候はんには、上より六分の法を以て上銀を引渡され候はゞ、上銀六貫目にて返済すべき事に候。□□より五分五の法を以て上銀を引渡され候はゞ、上銀五貫五百匁には返済すべき事に候。前にもしるし候ごとくに、此事の法を定(281)出されず候はば、必ず異論出来るべき事に候。然れば、上銀を造出され、銀鈔に引かへられ候初にさきだちて、上銀を以て銀鈔に引かへらるべき法の仕第等、詳らかに下々の信じ服し候やうにしるし出され、其条目の末に、銀鈔を以て借り候所を銀にて返済すべき事、此例に准ずべき由をしるし出さるべき御事に候。上金を造出され候時も此心得のごとくなるべく候。

第九 最初上金を造出され候て金鈔に引かへられ候後に、第二度め、第三度めに(金の引かへは、大かた三度にて事終るべく候。)上金を造出され候て、金鈔に引かへられ候法の仕第、皆々最初の法のごとくなるべき事。

前にもしるし候ごとくに、上金を造出し候事は、上銀を造出され候よりはたやすかるべき事に候。大かたは一年を隔へだてく出し候て、金鈔に引かへられ候事、およそ凡 第三度にしては其功終るべき事に候歟。たとひ二年づゝを隔候とも、十年の間には事終わるべき事に候。上金造出され候度々に、金鈔をも改造られ候て、古き鈔と引かへくすべき事、銀鈔の法に同じかるべく候。その余は別記にしるしをき候。(異朝の法には一界と申す事候て、銀鈔を

(280) 金銀のことは、状況に応じて政策を調整していくべき事柄である。すなわち活法と言うものである。本来は「小数」にかかわるべきではないが、まず大略のところを論じなければ手がかりもない。そこで、「小数」をもとにして、政策の大略を記したのである。ここでの数値そのものを絶対視してはならない。

(281) 制定

十年ほどづゝにては引かへくし候事有⁽²⁸²⁾レ之候。これはその引かへ候につきて、上に利の歸し候事も候歟。このたび金銀の鈔を用ひられ候べき事は、金銀改造られ候ために、金銀をとり収められ候あとに、世の通行しかるべきために、金銀の鈔をだされ候迄の御事たるべく候。⁽²⁸³⁾ふるき鈔と新らしき鈔とを引かへくし候はねば、もはや引かへの済たる鈔に候歟、いまだ済み候はぬ鈔に候歟、との見あはせのためによろしからず候事候まゝ、金銀を出し引かへられ候度々に、幾度も鈔をば前の鈔とまぎれなきやうに、⁽²⁸⁴⁾様子を引かへく出さるべき御事に候。

第十 最初上銀を造出され候て銀鈔に引かへられ候後に、第二度め、第三度め、第四度めに上銀を出し、銀鈔に引かへられ候法、最初の時の法に同じかるべき事に候事。⁽²⁸⁵⁾（事の体により候て、五度は引かへられ候事もあるべく候歟。いづれにしても、其法は同じかるべく候。）

此事の法意は

上銀造られ候事は、上金造られ候よりは其事たやすからず候へば、其年限のほどかねて定申し難く候。二十年の内外には、其功終るべき事とは存じ候へども、天下の事変、⁽²⁸⁶⁾必らずと申すことは特

がたき事勿論に候。最初に上銀出され、銀鈔と引かへられ候後に、重ねて又、引かへらるべきほどの上銀の数造出し候はゞ、前法のごとくに銀鈔をも改造られ候て、上銀と新銀鈔とを出され、古銀鈔に引かへられ候仕第、⁽²⁸⁵⁾每事前法に同じかるべく候。其余は別記に見え候へば、こゝにはたゞその大略をしるし候。

⁽²⁸⁶⁾右十條、第一卷の初にも論申候ごとくに、如⁽²⁸⁷⁾レ此事数と法とに拘り候ては、終には其差謬出来候事にて候。⁽²⁸⁸⁾然れども其法を議し候には、其数を立て候はでもかなひ難きことに候を以て、⁽²⁸⁹⁾只今の間に見え来り候所の数どもを⁽²⁹⁰⁾挙候て、其法を議し候事に候。もし此法意をだによく心得られ候て、其事の変により候てよく其法をも変ぜられ候て、其機に⁽²⁹¹⁾応ぜられ候はゞ、つゝに大きに差謬る事も有まじき御事に候。⁽²⁹²⁾某もとより⁽²⁹³⁾数術をしらず候て、国家の⁽²⁹⁴⁾故事におゐては精鍊し候べき事にもあらず候。上は議申す所其理に当り候べき歟否の事を知らず候事は勿論に候へば、其憚すくなからず存候。

正徳三年六月□日

(282) 此れ有り。

(283) 鈔の交換を幕府が利を得る手段としてはならない。

(284) 鈔のデザイン。

(285) 事々に。

(286) 此の如き。

(287) 事態と数値。

(288) 白石の挙げた暦法の例を参照。

(289) 正確なものではなくても、数値を挙げて議論しないわけにはいかない。白石の、経済政策策定に当たっての、「算術」利用についての基本姿勢を示す文言である。「小数」しか得られない問題の場合、その「小数」にもとづいて政策を立て、試行錯誤をおこなうしかない、ということである。

(290) 白石の言う「小数」。

付録「白石建議 八」(別記)

⁽²⁹⁴⁾
上銀に改造候料の新銀事

- 一 元禄銀 八万貫目。(宝永以来、新銀共出候時に出し替ず候元禄銀、十八万六千四百七十七貫目候。十八年の間に外国へ流入候とも、八万貫目は出来るべく候歟。)
- 一 宝永銀 二万貫目。(中銀以来出し替ず候宝永銀、五万二千五百五貫目候。是又、まづ、二万貫目程は出来るべく候歟。)
- 一 中銀 千九百五十七貫目。(これは皆々出来るべく候歟。)
- 一 三宝銀 三万貫目。(三宝銀いまだ吹直し候はぬ所、十五万八千二百七十七貫目候。これ又皆々出来るべく候。其内三万貫目を上銀の料とし候。)

四口合、十三万九千九百五十七貫目。

⁽²⁹⁵⁾
上銀造候時増加候料の灰吹銀事

- 一 灰吹一万千六百三十九貫十四匁余は、(元禄金七百三十二万百三十五匁より出来るべき所に候。)

- 一 灰吹五万貫目は、(諸国山々より二十年の間に出来るべき大数に候。(一年につきて二千五百貫目づゝ。))
 - 一 灰吹四万二千二十九貫四百四十匁は、(三宝銀十二万八千二百七十七貫目より出来るべき所に候。○但し、外に三万貫目は、上銀に造候料に除き候。)
 - 一 灰吹七万八千四百六十一貫四百匁は、(新銀三十九万二千三百七貫目より出来るべき所に候。○但し、外に新銀二千四百貫目は、二十年の間長崎表にて、唐人方商売の料に除き候。)
- 四口合、十八万千二百二十九貫八百五十四匁余。

⁽²⁹⁶⁾
上銀造出し候大数事

- 一 上銀十四万四千貫目は、(元禄銀八万貫目を以て造る。○この増灰吹六万四千貫目。(十貫目につきて増灰吹八貫目づゝ。))
- 一 上銀五万貫目は、(宝永銀二万貫目を以て造る。○この増灰吹三万貫目。(十貫目につきて増灰吹十五貫目づゝ。))
- 一 上銀五千八百七十一貫目は、(中銀千九百五十七貫目を以て造る。○この増灰吹三千九百十四貫目。(十貫目につきて増灰吹二十貫目

(291)「小数」にもとづく政策であっても、予想と現実とに差が生じれば、政策を調整するという試行錯誤の方法を採れば、大きな間違いは生じないであろう。ここでは、明確に「試行錯誤法」が説かれている。

(292) 算術。

(293) □は原書では空白。正徳三年は 1713 年。

(294) 上銀に改造する新銀。①。

(295) 上銀を造る際に増し加える灰吹き銀。②。

(296) 上銀を造る概数。③。①と②の合計が、ほぼ、③の数値に等しくなる。

$$131,957 + 181,129 = 313,086。$$

③の数値は、315,890、とされる。銀鈔と引き替える額は、銀座雑用銀を考慮して、概算で、 $315,890 - 9,476 = 306,414。$

ここで、上銀の製造数が、古銀(慶長銀)の引き替え数を上回ることが強調される。

づゝ。))

- 一 上銀十二万千貫目は、(三宝銀三万貫目を以て造る。○この増灰吹七万二千貫目。(十貫目につきて増灰吹二十四貫目づゝ。))
- 一 上銀一万四千十九貫八百目余は、(右四色の新銀共に増加候残り灰吹、一万千二百十五貫八百五十四匁を以て造る。)

五口合、三十一万五千八百九十貫八百目。

(此内、銀座雑用銀の料に引渡す所、九千四百七十六貫七百二十四匁。(十貫目につきて三百匁づゝの法。))

残る、

三十万六千四百十四貫七十六匁。

(右は銀鈔に引替候料の上銀の数也。)

右造出し候上銀三十一万五千八百九十貫八百匁を、元禄年中本郷におゐて引替候古銀、二十三万六千八百八貫五百目の数に引くらべ候へば、七万九千八十二貫三百目、多く相見え候。

上銀を以て引替候べき銀鈔の数事⁽²⁹⁷⁾

- 一 元禄銀 八万貫目の鈔。
 - 一 宝永銀 二万貫目の鈔。
 - 一 中銀 千九百五十七貫目の鈔。
 - 一 三宝銀 十五万八千二百十七貫目の鈔。
 - 一 新銀 二十九万二千三百七貫目の鈔。
- (新銀惣数三十九万四千七百七貫目の内、二十年の間に新銭にて引替候所十万貫目、^{あわせて}并長崎表唐人商売の料、二千四百貫目、新銀にて渡し、其新銀の鈔共をとり収め其数を減じ候て、相残る所の数如⁽²⁹⁸⁾此に候。)

(297) 上銀によって引き替える銀鈔。

(298) 此の如く。

(299) 上銀による銀鈔の引き替え。(銀鈔全体。) 残額は「御物入」の代価。計算は、概算で、 $552,481 \times 0.55 = 303,864$ 。

$306,414 - 303,864 = 2,550$ 。

(300) 上銀による銀鈔の引き替えの仕第。(銀鈔1貫目当たり。)

五口合、五十五万二千四百八十一貫目。

上銀を以て銀鈔に引替候法ノ事⁽²⁹⁹⁾

- 一 銀鈔 五十五万二千四百八十一貫目。

(此の五分五の法。(銀鈔百貫目つきて上銀五十五貫目づゝ。))

上銀 三十万三千八百六十四貫五百五十匁。

(造出し候上銀三十万六千四百十四貫七十六匁(銀座雑用銀を引渡し候外なり。)を以て、右五分五の法に引替候へば、残る所、)二千五百四十九貫五百二十六匁。金にして、四万二千四百九十二両余。右残り候所の上銀を以て、銀座買出し候地灰吹の代等の御物入のうちは償はるべき御事に候歟。)

上銀を以て四度に銀鈔に引替候仕第事⁽³⁰⁰⁾

- 一 第一度
銀鈔一貫目につきて、上銀四百目と銀鈔三百目と相渡し、銀鈔三百目は引とる。
 - 一 第二度
銀鈔三百目に、上銀百目と銀鈔百目と相渡し、銀鈔百目は引とる。
 - 一 第三度
銀鈔百匁に、上銀三十匁と銀鈔三十匁相渡し、銀鈔四十匁は引とる。
 - 一 第四度
銀鈔三十匁に、上銀二十匁相渡し、銀鈔十匁は引とる。
- 右、
渡し候所 上銀五百五十目。

引とり候所 銀鈔四百五十目。
⁽³⁰¹⁾
如レ比に斬々に其数を減じ引替候時は、一旦に財貨の数を減じ候やうに無レ之可⁽³⁰²⁾レ然候歟。たとひ五分四の法又は六七分の法も比例に准ずべく候。

⁽³⁰³⁾
上金に改造候料の新金事

- 一 元禄金 五百十二万兩余。(元禄金千三百九十三万七千五百九十三兩三分之内、宝永七年より当年迄、四年之間に新金となし候所、凡八百八十一万七千三百五十八兩三分の大数にして、残る所の大数、如レ此⁽³⁰⁴⁾にて候。但し、此内十八年の間、阿蘭陀に流入り候所の数計難^か候歟。)
- 一 新金 千五百五十四万三千九百六十兩。
(宝永七年より当年迄、四年の間に造出し候所の数、千百九十万兩の内、二十年の間長崎表におゐて阿蘭陀人商売の料、二十五万六千四十兩と、十年の間新錢にて買い収め候所十萬兩とを除き候数にて候。)
- 両口合、千六百六十六万三千九百六十兩。

⁽³⁰⁵⁾
上金造候時増加候料の焼金事

- 一 焼金千三十九貫目。
(前十年之間に諸国御料私領の山々より出来り候べき数にて候。但し、一年に百三貫九百目づゝの積りに候。後十年の間、出来るべき所はこゝにはかぞへ入れず候。))

⁽³⁰⁶⁾
上金造出し候大数事

- 一 上金三百四十万九千六百兩余は、元禄金五百十二万兩の内候灰吹銀を吹去り候て造る。(元禄金一兩の重さ三匁一分七厘づゝの積りを以て如レ此⁽³⁰⁷⁾。)
- 一 上金六百二十八万二千二百六十五兩余は、新金千五百五十四万三千九百六十兩を以て造る。此内、(四十五萬九千七百兩余は、前十年の間、山々より出来る焼金を増加候て、新金一兩を上金一兩に造る。(新金一兩に焼金二匁二分六厘づゝ。))五百八十二万二千五百六十五兩は、新金千八百四万四千二百六十兩を以て造る。(新金一兩の重さ二匁五分づゝの積りを以て如レ此⁽³⁰⁸⁾。))

(301) 此の如く。

(302) 之無く、然るべく。

(303) 上金に改造する新金。①。

(304) 此の如く。

(305) 上金を造る際に用いる焼金。②。

(306) 上金を造る概数。③。焼金の利用を含め、①と②の合計が、ほぼ、③に等しくなる。上金の製造数は、

$$3,409,600 + 6,281,265 = 9,690,865。$$

金鈔と引き替える額は、金座細工料を考慮して、概算では、

$$9,690,865 - 234,130 = 9,456,735。$$

ここで、上金の製造数が、古金（慶長金）の引き替え数を上回ることが強調される。

(307) 此の如し。3.17 匁と 4.76 匁の比は、元禄金と上金の金含有率の比にほぼ等しい。

(308) 此の如し。上金の重量は 4.76 匁。

両口合、九百六十九万八千六百六十五兩。(此内、金座細工料の金を引渡す所、二十三万四千三百三十一兩一分銀一分銀二匁九分。(金百兩につきて二兩一分十匁づゝ。))

残る、
九百四十五万六千七百三十三兩二分銀十二匁一分。

(右は金鈔に引替候料の上金の数也。)

右造出し候上金九百六十九万八千六百六十五兩、元禄年中本郷におゐて引替候古金、七百六十九万八千五百兩の数に引くらべ候へば、百九十九万二千三百六十五兩、多く相見え候。

上金を以て引替候べき金鈔の数事⁽³⁰⁹⁾

- 一 元禄金 五百十二万兩の鈔
 - 一 新金 千五百五十四万三千九百六十兩の鈔
- 両口合、千六百六十六万三千九百六十兩。

上金を以て金鈔に引替候法の事⁽³¹⁰⁾

- 一 金鈔 千六百六十六万三千九百六十兩。(此五分五の法。(金鈔百兩につきて上金五十五兩づゝ。))

上金 九百十六万五千七百七十八兩。(造出し候上金九百四十五万六千七百三十三兩二分余(金座細工料を引渡し候外也。))を以て、右五分五の法にて引替候へば、残り候所。)

二十九万五千五百五十五兩二分余。(此残り金

を以て銀座買出し候地灰吹之代、^{あわせて}并二十年之間新銭を鑄られ候御物入の内は償はるべき御事歟。)

上金を以て三度に金鈔に引替候仕第事⁽³¹¹⁾

- 一 第一度
金鈔百兩につきて、上金四十兩と金鈔三十兩と相渡し、金鈔三十兩は引とる。
- 一 第二度
金鈔三十兩に、上金十兩と金鈔十兩と相渡し、金鈔十兩は引とる。
- 一 第三度
金鈔十兩に、上金五兩渡し、金鈔五兩は引とる。

右、
渡し候所 上金五十五兩。
引とり候所 金鈔四十五兩。

本書にしるし候ごとくに、こゝにしるし候所は、上中下三法のうちの下の法にて候。もし元禄の金銀をはじめ、新金新銀共の数も多出来り、焼金灰吹銀等の数も増し候て出来り候におゐては、此法を斟酌せられ、よろしく御沙汰候はず、上金上銀造出し候手数も久しからず、⁽³¹³⁾引替られ候所も六七分の法を用ひられ、多くの御費共の御事もつぐなはれ候ほどの御事もあるべき事に候歟。⁽³¹⁴⁾ここにはまず某愚存の大法をあらはし候迄に御座候。⁽³¹⁵⁾

正徳三年六月□日

(経済学部教授)

(309) 上金で引き替える金鈔。

(310) 上金による金鈔の引き替え。(金鈔全体。)計算は、概算で、

$$16,663,960 \times 0.55 = 9,165,178。$$

「地灰吹」の代等諸支出に当てる残額は、

$$9,456,733 - 9,165,178 = 291,555。$$

(311) 上金による金鈔の引き替えの仕第。(金鈔 100 兩当たり。)

(312) 安全を見て、事態が好ましくは推移しない場合をシミュレートしている。

(313) 製金・製銀に長い時間がかからない。

(314) 以下「別記」における金銀の収支を一瞥するための表を挙げておく。

銀貨

上銀製造量	315,890 貫目
銀座雑用銀	9,476 貫目
残る	306,414 貫目
銀鈔量	552,481 貫目
銀鈔の 5 分 5	303,864 貫目
費用負担	2,459 貫目
両者合	306,414 貫目

金貨

上金製造量	969,865 両
銀座細工料	234,131 両
残る	9,456,733 両
金鈔量	16,663,960 両
金鈔の 5 分 5	9,165,878 両
費用負担	291,555 両
両者合	9,456,733 両

(315) 注 (293) を参照。